

◎議 事 日 程（第 1 号）

平成21年 9 月 1 日（火曜日）午前10時00分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 市長招集あいさつ
- 日程第 5 故三輪久之議員に対する追悼演説について
- 日程第 6 議案第56号 愛西市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第57号 愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第58号 愛西市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第59号 愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第60号 愛西市佐屋老人福祉センター「湯の花の里」、愛西市佐屋デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第61号 愛西市佐織老人福祉センター、愛西市佐織デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第64号 平成21年度愛西市一般会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第13 議案第65号 平成21年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第14 議案第66号 平成21年度愛西市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第15 議案第67号 平成21年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第16 議案第68号 平成21年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第17 議案第69号 平成21年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第18 議案第70号 平成21年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第19 認定第 1 号 平成20年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第 2 号 平成20年度愛西市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第 3 号 平成20年度愛西市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 認定第 4 号 平成20年度愛西市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 認定第 5 号 平成20年度愛西市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 認定第 6 号 平成20年度愛西市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第25 認定第7号 平成20年度愛西市農業集落排水事業等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第26 認定第8号 平成20年度愛西市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第27 認定第9号 平成20年度愛西市水道事業決算の認定について
- 日程第28 報告第2号 平成20年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第29 請願第5号 総合斎苑周辺道路の用地取得及び造成工事に関する違法性について、百条委員会による調査を求める請願について
- 日程第30 陳情第4号 学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める陳情について
- 日程第31 陳情第5号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情について
- 日程第32 陳情第6号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情について
- 日程第33 決算特別委員会の設置について
- 日程第34 議案第62号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第35 議案第63号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第36 諮問第2号 愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第37 諮問第3号 愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第38 諮問第4号 愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第39 選挙第7号 海部地区水防事務組合議会議員の補欠選挙について（議会選出）

## ◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

## ◎出席議員（29名）

1番	大島一郎君	2番	前田芙美子君
3番	鷺野聡明君	5番	日永貴章君
6番	吉川三津子君	7番	榎本雅夫君
8番	岩間泰彦君	9番	田中秀彦君
10番	村上守国君	11番	真野和久君
12番	鬼頭勝治君	13番	八木一君
14番	近藤健一君	15番	小沢照子君
16番	後藤和巳君	17番	堀田清君
18番	加藤和之君	19番	古江寛昭君
20番	大島功君	21番	大宮吉満君

22番 永井千年君  
24番 中村文子君  
26番 加賀博君  
28番 佐藤勇君  
30番 柴田義継君

23番 黒田国昭君  
25番 加藤敏彦君  
27番 宮本和子君  
29番 太田芳郎君

---

◎欠席議員（なし）

---

◎欠番（1名）

---

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	八木忠男君	副市長	山田信行君
教育長	五富利清彦君	会計管理者	伊藤忠俊君
総務部長	水谷洋治君	企画部長	石原光君
収納担当部長	水谷正君	教育部長	藤松岳文君
経済建設部長	篠田義房君	上下水道部長	飯田十志博君
市民生活部長	加藤久夫君	福祉部長	加賀和彦君
消防長	水野仁司君	監査委員	河原操君

---

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	服部秀三	議事課長	伊藤浩幹
書記	田尾武広		

---

午前10時00分 開会

○議長（加賀 博君）

定刻になりました。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから平成21年9月愛西市議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・会議録署名議員の指名について

○議長（加賀 博君）

日程第1・会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、18番・加藤和之議員、19番・古江寛昭議員の御兩名を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・会期の決定について

○議長（加賀 博君）

次に、日程第2・会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期等につきましては、6月23日に議会運営委員会が開催され、日程等を協議いただきましたので、その結果を議会運営委員長より報告していただきます。

○議会運営委員長（太田芳郎君）

それでは、議会運営委員会の報告をいたします。

議会運営委員会は、去る6月23日に委員全員と正・副議長にも御出席をいただき開催いたしました結果、会期は本日9月1日から9月28日までの28日間と決しました。

また、委員会等の日程につきましては御配付のとおりでございますので、よろしく願いをいたします。以上で報告を終わります。

○議長（加賀 博君）

御苦労さまでした。

本定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日より28日までの28日間といたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日より28日までの28日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・諸般の報告について

○議長（加賀 博君）

次に、日程第3・諸般の報告を行います。

各一部事務組合議会が開催されておりますので、報告をしていただきます。

最初に、海部地区環境事務組合議会議員の加藤敏彦議員、お願いいたします。

#### ○25番（加藤敏彦君）

海部地区環境事務組合議会の報告を行います。

海部地区環境事務組合議会は、8月20日、新開センターにおいて臨時会を開催いたしました。

議案は、平成21年度海部地区環境事務組合一般会計補正予算（第2号）で、補正額は400万円、総額45億7,197万2,000円です。この補正予算は、8月7日に名古屋地裁で弥富工場（仮称）建設工事談合訴訟の判決が出ましたが、8月12日に三菱重工業が判決を不服として控訴したため、海部地区環境事務組合として応訴するための弁護士費用です。この補正予算は、全員賛成で可決されました。

今回の判決について少し説明をさせていただきます。資料を用意したので、見ていただきたいと思います。

資料は、判決文の主文、新聞報道の記事、経過報告、全国のごみ焼却炉談合訴訟一覧であります。判決文は66ページの長文であります。主文は4項目であります。一つは、被告、三菱重工業は、原告、海部地区環境事務組合に対し、賠償金19億9,920万円と年間5%の金利を払うこと。二つ、それ以上の請求は棄却する。三つ、訴訟費用は、5分の4を被告、三菱重工業が持つこと。4. 賠償費用は仮執行ができるという4項目であります。

もう少し説明をいたしますと、19億9,920万円の賠償額は入札額の8%で、全国的に清掃工場の談合裁判が行われておりますが、判決としては厳しい内容になっております。訴訟費用の5分の4というのは、環境事務組合が請求した24億5,980万円に対し、5分の4の19億9,920万円が認められたことで、費用においても5分の4を認めるということであり、今後の見通しですが、担当弁護士の意見では、控訴審は半年ぐらいで、判決か和解案が裁判所から提示されるのではないかとあります。以上であります。

#### ○議長（加賀 博君）

次に、海部南部水道企業団議会議員の岩間泰彦議員、お願いいたします。

#### ○8番（岩間泰彦君）

海部南部水道企業団の報告をいたします。

海部南部水道企業団の平成21年第2回定例会が、7月21日から8月4日まで同事務所にて開催され、次の議案が付議されました。

議案第5号：愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について。

認定第1号：平成20年度海部南部水道企業団水道事業決算について。収益的収支、収入23億1,308万556円、支出21億5,238万542円。資本的収支、収入5億7,752万8,550円、支出18億9,516万9,472円。資本的収入額が資本的支出額に不足する額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金で補てんいたしました。

付議された議案第5号及び認定第1号については、それぞれ審議の結果、全員賛成で承認可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（加賀 博君）

次に、海部地区休日診療所組合議会議員の前田芙美子議員、お願いいたします。

○2番（前田芙美子君）

それでは、海部地区休日診療所組合の報告をさせていただきます。

平成21年8月17日、海部地区休日診療所において第2回定例会が行われました。

その付議事件としまして、議案第8号：海部地区休日診療所組合を海部地区急病診療所組合に改めるに伴う条例の整備に関する条例の制定について、全員賛成で可決されました。

議案第9号：議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、これも全員賛成で可決されました。

議案第10号：平成21年度海部地区休日診療所組合一般会計補正予算（第1号）について。補正額が1,095万2,000円、補正後の予算総額としまして1億2,535万2,000円ということで、全員賛成で可決されました。

議案第11号：愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、これも全員賛成で可決されました。

次に、認定第1号：平成20年度海部地区休日診療所組合一般会計歳入歳出決算の認定について。歳入総額が1億2,071万4,095円、歳出総額1億30万5,755円、差引残額が2,040万8,340円。これも全員賛成で可決されました。

発議第1号：海部地区休日診療所組合議会会議規則及び海部地区休日診療所組合議会傍聴規則の一部改正について、全員賛成で可決されました。

以上、報告を終わります。

○議長（加賀 博君）

御苦労さまでした。

次に、議長より報告をいたします。

監査委員より、平成21年5月から平成21年7月までにに関する出納検査についての検査報告がありましたので、それぞれの写しをお手元に配付いたしております。よろしくお願ひいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・市長招集あいさつ

○議長（加賀 博君）

次に、日程第4・市長招集あいさつを議題といたします。

市長、お願いします。

○市長（八木忠男君）

おはようございます。開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

朝夕には秋の気配が感じられる中、ここに平成21年9月愛西市議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては御出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

あいさつを申し上げる前に、去る7月22日に御逝去されました故三輪久之議員のありし日をしのび、謹んで御冥福をお祈り申し上げます。

三輪議員さんには、ちょうどこの議場では、議席が3番議席と4番議席を務めていただきまして、いつも私の席のすぐ前で見ておっていただいていたわけでありまして、市政にも格段の御支援・御協力をいただきましたこと、厚くお礼を申し上げます。そして、御遺族の皆様には、御健勝でお過ごしをいただきますことをあわせてお祈りを申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

一昨日執行されました衆議院議員総選挙の投票結果につきましては、既に御案内のとおりであります。今回の選挙結果は、事前のマスコミ報道以上の与野党逆転につながり、政策的なことを含めまして地方を取り巻く情勢等、今後国政の動向を的確に注視しながら市政運営に取り組んでいかねばならないと考えているところであります。

ことしの夏は、梅雨入りから長雨が続き、天候不順の日々が多く、梅雨明けが特定されなかった平成5年を除き、統計上最も遅い8月3日の梅雨明けとなりました。このようなことから、日照時間不足による農作物への影響を心配しておりましたが、普及所によりますと、水稲、レンコンともに大きな影響はないとのことであります。

その後、兵庫県西部地方や中国・四国地方では台風9号の影響による豪雨、死亡者や行方不明者を含む大きな被害がもたらされました。8月11日の早朝には、静岡県の駿河湾を震源地とするマグニチュード6.5と推定される地震が発生しまして、静岡県を中心に1都3県では路肩崩落など大きな被害が発生し、住宅内での転倒、あるいは家具の下敷きなどで負傷者も出てしまいました。当市においては震度3を記録しましたが、幸いにして被害はありませんでした。幸いであります。気象庁では、この地方で発生すると懸念されている東海・東南海地震と今回発生した地震との関連性を検討する地震防災対策強化地域判定会が開催され、地殻変動を観測するひずみ計に東海地震の前兆と見られる変化がなく、変動は次第に緩やかになって通常レベルにおさまったことから、東海地震には結びつかないと結論づけがなされました。

8月30日に行いました市総合防災訓練には、自主防災会、ボランティア団体並びに防災協力団体等の皆様の御協力によりまして、議員各位や市民の方々にそれぞれの訓練を体験していただくことができました。これから本格的な台風シーズンを迎えます。この地方で災害が発生しないことを念願するとともに、日ごろから災害に備える防災思想の普及徹底に努め、安心・安全な愛西市づくりの推進に努めてまいります。

特に、本年は伊勢湾台風50年の節目の年でもあります。この地域を襲い、甚大な被害をもたらした伊勢湾台風から学んだ教訓を風化させることなく、風水害の恐ろしさや、災害への備えの大切さなどを将来に伝えていくことが行政に課せられた大切な責務だと考えております。

また、夏の甲子園大会で、愛知県代表として出場した中京大中京高校が真紅の大優勝旗を43

年ぶりに愛知県に持ち帰ってくれました。選手の中には、愛西市の旧立田出身の伊藤選手の活躍もすばらしい目をみはるものがありました。健闘をたたえるとともに、今後さらなる活躍を期待するものであります。少年野球の皆さんにも、いい目標ができたのではなかろうかと思っております。

今年度も早いもので、既に上半期が終わろうとしております。4月から受け付けを始めました定額給付金並びに子育て応援特別手当の受付期間も残すところ1ヵ月となりました。ほとんどの該当者が手続をされ、支払いも終了してきておりますが、一部でまだ申請されていない方もございますので、その方に周知をしております。現在の時点では、約97%の支給率となっております。

懸案事項でありました巡回バスの系統・時刻等を見直して、本日より改定運行を始めました。従来以上に喜んで御利用いただけるバスとなりますようお願いいたします。

会期中には御配慮を賜り、9月9日、9月16日の両日に敬老式を開催してまいります。それぞれまたお出かけをいただき、御長寿のお祝い、金婚夫婦等への激励もお願いをしたいと思います。

今定例会に御提案を申し上げます議案は、条例の一部改正4件、指定管理者の指定2件、規約の変更2件、補正予算7件、諮問3件、決算認定9件、報告1件の合計28件の多きをお願いするものでありますが、それぞれの主な提案理由につきまして述べさせていただきます。

議案第56号：議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正につきましては、船員保険の職務上の災害等に関する給付制度が労働者災害補償保険制度に統合されることにより、改正をお願いするものであります。

議案第57号：消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきましては、消防法の一部改正により、根拠条文の条ずれが生じたため改正をお願いするものであります。

議案第58号：国民健康保険条例の一部改正につきましては、緊急の少子化対策として、出産育児一時金4万円の増額に関する特例を定めるため改正をお願いするものであります。

議案第59号：農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、佐屋・立田地区の農業集落排水処理施設等使用料の世帯員算定基準日を、毎年度4月1日から毎月1日に変更するため改正をお願いするものであります。

議案第60号：佐屋老人福祉センター「湯の花の里」、佐屋デイサービスセンターの指定管理者の指定と議案第61号：佐織老人福祉センター、佐織デイサービスセンターの指定管理者の指定の2議案につきましては、それぞれの施設を民間の事業所に指定管理するについて、指定管理選定委員会の選定結果に基づき事業者の指定議決をお願いするものであります。

議案第62号：愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更と議案第63号：愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更の2議案につきましては、西春日井郡春日町が清須市との市町村合併によります変更と、また議案第62号：愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更につきましては、海部地区休日診療所の名称変更によります規約の変更をお願いす

るものであります。

議案第64号：一般会計補正予算（第3号）につきましては、補正総額6億9,771万2,000円を追加し、総額202億307万2,000円としております。

補正予算の内容につきましては、主に国の経済危機対策として交付されます地域活性化・経済危機対策臨時交付金、緊急雇用創出事業基金事業補助金などを財源とするメニュー事業を取捨選択し、計上しました。

歳入の主なものは、地域活性化・経済危機対策臨時交付金4億8,019万7,000円、緊急雇用創出事業基金事業補助金944万2,000円、学校情報通信技術環境整備事業費補助金6,713万7,000円などを充てました。

歳出の主なものでは、去る6月から8月にかけて、市民のインフルエンザ感染が確認されました。舛添厚生労働大臣は、先日、緊急記者会見で、本格流行を宣言し、秋以降に懸念される大流行に備えた感染予防の徹底を呼びかけられました。特に、5歳以下の子供は重症化のリスクが高いとされておりますので、市内の公・私立保育園、私立幼稚園、児童館などへ加湿空気清浄機の設置を初め消防業務における感染防止衣等の購入費等、合わせて新型インフルエンザ対策費として1,111万9,000円、民生費では、子育て応援特別手当支給事業費で国の経済危機対策として、平成21年度において小学校就学前3年間の子供さんで第1子まで拡大し実施する経費6,884万円、商工費では、中小企業者の負担軽減を図るため、融資を受けた中止企業者に対する保証料の一部を補助するセーフティネット資金保証料補助金として6,000万円を今年度に限り計上し、教育費では学校情報通信技術環境整備事業補助金の採択を受けまして、市内の全小・中学校に地上デジタル放送対応のテレビ及び電子黒板などを購入する4,937万1,000円などを計上した補正予算であります。

議案第65号：国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、事業勘定で補正総額4,136万4,000円を追加し、総額72億2,870万円といたしました。歳入の主なものは、国庫支出金1,888万7,000円、一般会計繰入金249万5,000円、前年度繰越金1,998万2,000円を充てました。歳出の主なものは、高額療養費特別支給金対応システム改修委託料等で202万9,000円、後期高齢者支援金等で3,630万4,000円、出産育児一時金の追加などを補正計上いたしました。直営診療施設勘定で補正総額41万7,000円を追加し、総額1億6,304万円としております。歳入は、財源更正として基金繰入金1,269万5,000円を計上し、外来収入等を減額し、歳出は公課費を補正計上いたしました。

議案第66号：老人保健特別会計補正予算（第1号）につきましては、補正総額1億6,811万4,000円を追加し、総額1億9,829万6,000円としております。前年度の精算によるもので、歳入の主なものは、国庫支出金1,468万9,000円、前年度繰越金1億5,321万5,000円などを充て、歳出につきましては、一般会計繰出金などを補正計上いたしました。

議案第67号：後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、補正総額541万円を追加し、総額5億5,440万1,000円としております。前年度の精算によるもので、歳入の主なものは前年度繰越金511万円などを充て、歳出につきましては保険料負担金や一般会計繰出

金などを補正計上いたしました。

議案第68号：介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、保険事業勘定の補正総額3,181万5,000円を追加し、総額34億5,334万7,000円としております。歳入は、全額前年度の繰越金を充て、歳出につきましては、介護給付分の前年度精算による国庫負担金等返還金並びに地域支援事業分の前年度精算による国庫交付金などの返還金を補正計上いたしました。

議案第69号：農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）につきましては、補正総額4,692万4,000円としております。歳入につきましては、国の経済危機対策として交付される地域活性化・経済危機対策臨時交付金の一般会計繰入金4,692万4,000円を充てました。歳出につきましては、各地区の農業集落排水施設のデータを利用した情報インフラ整備を行うため、農業集落排水等台帳データ整備・システム更新業務委託料を補正計上いたしました。

議案第70号：公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、補正総額254万3,000円としております。歳入は一般会計からの繰入金を充て、歳出につきましては、受益者負担金の徴収事務に伴う需用費並びに受益者負担金の収納消し込みに伴うOCRシステム改修委託料を補正計上いたしました。

諮問第2号から第4号までの人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、3名の任期が平成21年12月31日で満了いたしますのでお願いするものであります。いずれも再任でお願いするものでございます。

認定第1号：平成20年度一般会計歳入歳出決算の認定につきましてから第9号：平成20年度水道事業決算の認定についてまでの9件は、それぞれ歳入歳出決算の認定をお願いするものであります。各会計の決算につきましては、監査委員さんの審査結果を決算審査意見書としていただいております。また、詳しくは歳入歳出決算主要施策成果及び実績報告書にまとめさせていただきましたので、決算書とあわせて御確認いただければ幸いです。

報告第2号：平成20年度健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、地方団体の財政の健全化に関する法律の規定により議会に報告申し上げ、公表するものであります。

なお、この健全化判断比率及び資金不足比率につきましても、監査委員さんの監査意見書をいただいておりますので、あわせて提出させていただきました。よろしく願いをいたします。

以上が本定例会に御提案を申し上げます議案の主な内容でございますが、詳細につきましては担当部長より説明させていただきますので、各議案とも十二分に御審議の上、御議決、御認定を賜りますようお願いを申し上げ、招集のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願います。

~~~~~ ○ ~~~~~

## ◎日程第5・故三輪久之議員に対する追悼演説について

### ○議長（加賀 博君）

次に、日程第5・故三輪久之議員に対する追悼演説についてを議題といたします。

三輪久之議員が、去る7月22日に御逝去されました。まことに哀悼痛惜のきわみにたえません。愛西市議会先例集第5章第3節39では、議員が死去したときは黙禱を行う、なお弔辞贈呈

及び追悼演説を行うことができるとしております。

それでは、故三輪久之議員の御冥福をお祈りし、謹んで黙禱をささげたいと存じます。

議員各位、理事者の皆様、傍聴席の皆様にも御協力をいただきたいと思います。

御起立をお願いいたします。

黙禱。

[黙 禱]

お直りください。

御着席をお願いいたします。

ありがとうございます。

それでは、これより追悼演説を行います。

議員を代表して、日永貴章副議長をお願いいたします。

5番・日永貴章副議長、御登壇をお願いします。

### ○副議長（日永貴章君）

追悼の言葉を述べさせていただく前に、故三輪久之議員の御遺族に対し、心よりお悔やみを申し上げさせていただきます。

また、市長並びに幹部の方々には多少お時間をいただきまして、追悼の言葉を述べさせていただきます。

追悼の言葉。

去る7月22日に御逝去されました故三輪久之議員のありし日の御尊影をしのび、議会を代表いたしまして謹んで追悼の言葉を申し上げます。

あなたは、平成18年4月、地域住民の強い支援を受けられ、愛西市議会議員に当選されました。在職中は、文教福祉委員会委員、決算特別委員会委員として、また海部地区水防事務組合議員を歴任され、温厚な人柄をもって遺憾なくその手腕を発揮され、真に民意を代表された議会人として市政の発展に御尽力されました。

また、日光西悪水土地改良区理事を初め佐屋町土地改良区総代を務められ、熱烈な郷土愛と使命感を持って貫かれたあなたの御生涯は、長く後進の範と仰がれるべきでありましょう。

三輪議員さんは、ふだんは極めて頑健な方であられました。この6月に体調の不良を訴えられ、6月議会じゅうに入院されましたが、私どもは、あなたの強い信念、体力を信じ、必ずや全快されることを信じ、この議場で元気なお姿を拝見できるものと思っていただけに、よもやこのように忽然として再び帰ることのできないよみへの旅立ちをされようとは、夢想だにいたしませんでした。

また、三輪議員の毅然たる議会人の歩みに思いをいたすとき、まことに惜しみても余りあるものがございます。さらに、御遺族の胸中に思いをいたし、惜年の情を禁じ得ないものがございます。

私個人といたしましては、議席も隣であり、6月定例会の折、三輪議員からかけられました言葉が忘れられません。また、昨年のレガッタの練習のときに見せられたあなたの屈託のない

笑顔と、団体競技には欠かすことのできないチームワークを優先する心の持ち主であるとお見受けし、今でも練習風景が目に浮かんでまいります。議会人の前に、人として他人を思い、耳を傾けるその姿は、現代人、そして我々議会人が忘れかけている協調性、人との支え合いの心の大切さを改めて思い出させていただきました。

三輪議員は、天がさらに長寿を与えたならば、今後の愛西市のスポーツ振興を初め市の発展のために御尽力をいただけたと思うとき、今さらながら三輪議員の面影が目の前によみがえってまいり、再び相まみえることのできないことを悲しむものでございます。我々議員、市長を初め市職員、そして三輪議員と触れ合ったすべての方が三輪議員を忘れることはありません。

今は亡き、故三輪久之議員の御冥福を心からお祈り申し上げ、御遺族の前途に限りない御加護と愛西市のさらなる発展、安泰をお守りいただきますよう念じますとともに、安らかなるお眠りを御祈念申し上げ、追悼の言葉といたします。

平成21年9月1日、愛西市議会副議長 日永貴章。

本当に三輪議員さん、ありがとうございました。お疲れさまでした。

**○議長（加賀 博君）**

これで追悼演説を終わります。

故三輪久之議員の御遺族様が退席されますので、議員各位、理事者の皆様には、その場において御起立の上、お見送りをお願いいたします。

御着席をお願いします。

ここで、議事整理のため暫時休憩をとりたいと思います。再開は10時45分再開といたします。お願いいたします。

午前10時36分 休憩

午前10時45分 再開

**○議長（加賀 博君）**

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第6・議案第56号（提案説明）**

**○議長（加賀 博君）**

次に、日程第6・議案第56号：愛西市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

**○総務部長（水谷洋治君）**

それでは、上程となりました議案第56号について、提案並びに御説明を申し上げます。

愛西市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について。

愛西市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成17年愛西市条例第38号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございませう。

提案理由でございますが、船員保険の職務上の災害等に関する給付制度が労働者災害補償保険制度に統合されることに伴う所要の措置を講ずるに当たり、改正する必要があるからでございます。

おめくりをいただきまして、愛西市条例第26号：愛西市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例。

愛西市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成17年愛西市条例第38号）の一部を次のように改正するという事で、恐れ入りますけれども議案第56号の資料、一部改正の新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。

第2条につきましては職員をうたっておりますが、船員保険法の改正を受けまして、地方公務員である船員のうち、再任用短時間勤務職員につきましては、これまで船員保険法の適用がされておりましたけれども、常勤の地方公務員である船員と同様に地方公務員災害補償法に基づく補償を行うこととされましたので、例外規定であります第2条第1項第2号が削除となり、3号、4号が繰り上げとなります。

第16条につきましては、条例のない事項でございますが、こちらも例外規定であります。「第46条の2（船員である職員に関する部分に限る。）」に係る部分が削除となりました。

お戻りをいただきまして、附則としまして、第1項、この条例は、平成22年1月1日から施行するものであります。

第2項、経過措置としまして、従前の条例に基づく行為の効力を引き継ぐための経過措置を規定するものでございます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第7・議案第57号（提案説明）

##### ○議長（加賀 博君）

次に、日程第7・議案第57号：愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○消防長（水野仁司君）

それでは、議案第57号について御説明をさせていただきます。

議案第57号：愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について。

愛西市消防団員等公務災害補償条例（平成17年愛西市条例第145号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、消防法の一部が改正されたのに伴い、改正する必要があるからでございます。

1枚はねていただきまして、愛西市条例第27号：愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

愛西市消防団員等公務災害補償条例（平成17年愛西市条例第145号）の一部を次のように改

正する。

では、資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

今回の改正であります、消防法に、傷病者の搬送及び受け入れの迅速かつ適切な実施を図るための規定が新たに盛り込まれました。これによりまして、条例第2条で規定しております損害補償を受ける権利のある救急業務協力者についての消防法の規定に条ずれが生じたことにより、整合性を保つため、「第35条の7第1項」を「第35条の10第1項」に改めるものでございます。

なお、施行日につきましては、消防法の一部を改正する法律の施行の日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第58号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第8・議案第58号：愛西市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市民生活部長（加藤久夫君）

議案第58号について御説明をさせていただきます。

愛西市国民健康保険条例の一部改正について。

愛西市国民健康保険条例（平成17年愛西市条例第111号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、出産育児一時金の特例を定めるため、改正をする必要があるからでございます。

はねていただきまして、愛西市条例第28号：愛西市国民健康保険条例の一部を改正する条例。

愛西市国民健康保険条例（平成17年愛西市条例第111号）の一部を次のように改正するということございまして、緊急の少子化対策といたしまして、出産育児一時金4万円の増額に関する特例を定めるため、改正をお願いするものでございます。

附則の次に1項を加えるということで、平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置ということで、被保険者が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金についての第5条の規定については、同条第1項中「38万円」とあるのは「42万円」とする。

附則といたしまして、この条例は、平成21年10月1日から施行する。

2といたしまして、施行日前に出産した被保険者に係る国民健康保険条例第5条の規定による出産育児一時金の額は、なお従前の例によるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第59号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第9・議案第59号：愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（飯田十志博君）

議案第59号：愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明させていただきます。

愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例第123号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、佐屋・立田地区の農業集落排水処理施設等使用料の世帯員算定基準日を、毎年度4月1日から毎月1日に変更するため改正する必要があるからでございます。

1枚おめくりください。

愛西市条例第29号：愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございますが、愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例第123号）の一部を次のように改正するでございます。

改正内容につきましては、議案第59号資料の新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。

別表第2（第14条関係）でございますが、まず合併前の佐屋町農業集落排水処理施設等使用料の備考中の人員割の基準日を、「当該年度の4月1日」でありましたのを「毎月1日」に改正するものでございます。

なお、ただし書きとしまして「ただし、途中加入者の場合は、加入時の人数とする。」を加えるものでございます。

次に、合併前の立田村農業集落排水処理施設使用料の備考中の第2項の「世帯員は、当該年度の4月1日に市の住民基本台帳に登録されている人数を基準とする。」を「世帯員の確認は、住民基本台帳によるものとし、その基準日は、毎月1日とする。ただし、途中加入者の場合は、加入時の世帯員とする。」に改正するものでございます。

ともに年1回の基準日を毎月に変更することによりまして、きめ細やかな対応をするものでございます。

また、ただし書き中の佐屋町の数と立田村の世帯員の表現の違いにつきましては、算定方法の違いによるものであることを申し添えさせていただきます。

附則に戻っていただきまして、この条例は、平成21年10月1日から施行するものでございます。よろしくお願いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第60号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第10・議案第60号：愛西市佐屋老人福祉センター「湯の花の里」、愛西市佐屋デ

イサービスセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

議案第60号について御説明させていただきます。

議案第60号：愛西市佐屋老人福祉センター「湯の花の里」、愛西市佐屋デイサービスセンターの指定管理者の指定について。

愛西市佐屋老人福祉センター「湯の花の里」、愛西市佐屋デイサービスセンターの指定管理者を下記のとおり指定するものとする。本日の提出、市長名でございます。

記といたしまして、1. 施設の名称、愛西市佐屋老人福祉センター「湯の花の里」、愛西市佐屋デイサービスセンター。

2. 指定管理者となる団体、愛知県北名古屋市北野天神13番地、株式会社 福祉の里でございます。

3. 指定の期間といたしましては、平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間でございます。

提案理由といたしましては、愛西市佐屋老人福祉センター「湯の花の里」、愛西市佐屋デイサービスセンターの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決に付する必要があるからでございます。

資料といたしまして、指定管理者候補者選定結果をつけさせていただいておりますので、よろしくお願いをいたします。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第11・議案第61号（提案説明）**

**○議長（加賀 博君）**

次に、日程第11・議案第61号：愛西市佐織老人福祉センター、愛西市佐織デイサービスセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

続きまして、議案第61号について御説明をさせていただきます。

議案第61号：愛西市佐織老人福祉センター、愛西市佐織デイサービスセンターの指定管理者の指定について。

愛西市佐織老人福祉センター、愛西市佐織デイサービスセンターの指定管理者を下記のとおり指定するものとする。本日の提出、市長名でございます。

記といたしまして、1. 施設の名称、愛西市佐織老人福祉センター、愛西市佐織デイサービスセンター。

2. 指定管理者となる団体、愛知県稲沢市平和町下起中336番地、株式会社 サンケアでございます。

3. 指定の期間といたしましては、平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間で

ございます。

提案理由といたしましては、愛西市佐織老人福祉センター、愛西市佐織デイサービスセンターの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決に付する必要があるからでございます。

同じように、資料といたしまして指定管理者候補者選定結果をつけさせていただいております。

よろしく願いをいたします。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

## ◎日程第12・議案第64号（提案説明）

### ○議長（加賀 博君）

次に、日程第12・議案第64号：平成21年度愛西市一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

### ○企画部長（石原 光君）

それでは、議案第64号：平成21年度愛西市一般会計補正予算（第3号）について、内容の説明をさせていただきます。

まず、このたびの歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ6億9,771万2,000円を追加いたしまして、補正後の総額を202億307万2,000円とするものでございます。

そして、このたびの補正予算の主な内容につきましては、主に国の経済危機対策として交付されます地域活性化・経済危機対策臨時交付金を財源とする関連事業費等を計上しております。

また、この経済危機対策関係につきましては、地域活性化・経済危機対策実施計画、これは補正予算概要書に添付させていただいておりますので、御精読をお願いしたいと思います。

それでは、補正予算書の5ページをお開きください。

第2表 債務負担行為の補正の関係でございます。愛西市総合斎苑建設事業と（仮称）愛西市学校給食センター整備・運営事業の2件について設定をお願いしておりますけれども、両事業とも年度内に契約準備を行いまして、事業の円滑な進捗を図るため債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

また、第3表の地方債の補正の関係でございますが、これは借入額の確定によりまして限度額の変更をお願いするものでございます。よろしく願いをいたします。

それでは、内容について歳入から順次御説明を申し上げます。歳入の関係につきましては、9ページから14ページにかけて記載をさせていただいております。

まず、9ページの2款の地方譲与税の関係でございますが、御案内のとおり、今年度の地方税制改正の関係によりまして、地方道路譲与税法の一部改正により、地方道路譲与税の名称が地方揮発油譲与税に改められたことによりまして、予算の組み替えをお願いするものでございます。

以下主なものにつきましては、各事業に該当する特定財源といたしまして、先ほど申し上げ

ました地域活性化・経済危機対策臨時交付金を初めといたしまして、学校情報通信技術環境整備事業費補助金、あるいは緊急雇用創出事業基金事業補助金など、国・県の支出金、諸収入の追加をいたしまして、あわせて先ほど申しあげました地域活性化・経済危機対策臨時交付金の対象事業の財源振りかえをお願いするものでございます。

また、一般財源の関係につきましては、繰入金、臨時財政対策債について財源調整を図っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、続きまして歳出の内容について御説明を申し上げます。15ページ、16ページをお開きください。

まず最初に、2款総務費の関係でございます。1項総務管理費、4目財政管理費におきまして100万1,000円の追加をお願いしております。内容につきましては、財務会計システム導入に係るものでございまして、プロポーザル方式により業者の決定をいたしております。その後、有益な契約方法を協議してまいりました。そうした中で、価格交渉や業務の精査等による、今回御提案申し上げておりますシステムの保守、あるいは導入委託料の減額をお願いしております。また、賃借料につきましては、ソフト・ハード双方について経費の面から比較検討をいたしまして、購入した方が経費的に安くなるという観点から、今回借入料の減額をお願いいたしまして、これはソフトウエアの関係でございますが、システム購入費について追加をお願いするという内容でございます。

続きまして、11目のコミュニティ費の関係でございますが、225万円追加をお願いしております。これは、愛西市内9館のコミュニティセンターに配備するため血圧計を購入するわけでございますけれども、地域活性化・経済危機対策臨時交付金の対象事業としてお願いするものでございます。

以上が企画部の所管の内容でございます。

次に、総務部長より説明を申し上げます。

#### ○総務部長（水谷洋治君）

続きまして、総務部所管について御説明申し上げます。

同じく15ページ、16ページでございますけれども、2項徴税费、2目賦課費、13節委託料でございますけど、このたび3,987万9,000円をお願いいたしております。これにつきましては、住民サービスの充実、情報の共有及び分筆並びに合筆の業務効率化を図るがために土地整理図の数値化を行いまして、土地情報を一元管理できるようデータベース化をいたしまして、地理情報システム機能を用いたシステムを導入するための経費の関係でございます。

続いて7項の防災費、1項の災害対策総務費でございますけれども、補正額はゼロ円でございます。本年6月議会をお願いいたしました携帯電話一斉通信システムの導入事業につきまして、経済危機対策交付金を充当いたしまして財源振りかえをお願いするものでございます。

続きまして、福祉部長より御説明申し上げます。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

続きまして、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費におきまして3,007万7,000

円の補正をお願いしております。まず、賃金といたしまして108万9,000円、住宅確保・就労支援員賃金でございます。こちらにつきましては、20節の扶助費の住宅手当支援給付費の支給にあわせまして就労支援等を実施する職員を配置するものでございます。13節委託料で660万円、災害時要援護者情報データベース化委託料でございます。国の経済危機対策の一環で実施されます緊急雇用創出事業を活用して行うものでございまして、災害時要援護者の情報をデータベース化いたしまして、必要なときに素早く検索・表示できるようにするとともに、容易に更新できるようにするものでございます。また、要援護者の住宅につきまして、住宅地図等に明記をいたしまして、住宅地図でわかりにくいところには現地の確認作業も行いましてはっきりさせていくものでございます。20節扶助費1,989万3,000円の補正をお願いしております。こちらにつきましては、自立支援医療費として1,125万3,000円、住宅手当支援給付費として864万円の補正でございます。自立支援医療費につきましては、透析患者、あるいは心臓の手術をされる方がお見えになられまして、予算に不足を生ずる見込みでございますので、補正をお願いするものでございます。住宅手当支援給付費につきましては、こちらも国の経済危機対策の一環でございますが、内容につきましては、離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者、また喪失するおそれのある者に対しまして、住宅手当を支給することにより、これらの者の住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行うというものでございます。収入要件、資産要件、就職活動要件などの支給要件を満たす者に、最長6ヵ月間、生活保護と住宅扶助の家賃相当額を支給するものでございます。

28節繰出金及び、次ページ6目の後期高齢者医療費につきましては、市民生活部の所管になりますので、よろしく願いいたします。

続きまして2項児童福祉費、3目保育園費で595万円の補正をお願いしております。この内訳といたしまして、11節需用費で24万7,000円。こちらは逆性石けん、消毒薬の購入、インフルエンザ対策をお願いをするものでございます。18節備品購入費570万3,000円、こちらにつきましては、各部屋に加湿空気清浄機を設置するために予算をお願いするものでございます。保育園等で合計106台ほどの予定をしております。

続きまして、5目母子通園費でございますが、13万8,000円の補正をお願いしております。内訳につきましては需用費で3万円、これも先ほどと同じように逆性石けん、消毒薬等の購入でございます。18節の備品購入費につきましては10万8,000円で、わかば園に、第1・第2それぞれございますが、各1台加湿空気清浄機を設置させていただくものでございます。

続きまして、8目子育て応援特別手当支給事業費でございます。6,884万円の補正をお願いしております。こちらの方は、3節の職員手当から19節負担金、補助及び交付金までございますが、経済危機対策の一環といたしまして、平成21年度版の子育て応援特別手当の支給に関する経費でございます。現在支給をしております平成20年度版の子育て応援特別手当につきましては、小学校就学前3年間の第2子以降の子供さんお一人当たり3万6,000円の支給をいたしておりましたが、対象を第1子まで拡大して実施するもので、平成21年度限りの措置ということになっております。対象年齢を申し上げますと、平成15年4月2日から平成18年4月1日ま

での子供さんに、支給額は3万6,000円でございますが、支給するものでございます。約1,800人程度を見込んでおります。補正予算といたしましては、事務費及び交付金を計上させていただきましたので、よろしく願いをいたします。

続いて、市民生活部長から説明させていただきます。

#### ○市民生活部長（加藤久夫君）

それでは、続きまして市民生活部関係の御説明をさせていただきます。

まず15ページでございますが、民生費の社会福祉総務費の28節の繰出金でございます。こちらにつきましては、補正額249万5,000円でございます。内容といたしましては、嘱託徴収員に係る人件費の不足分、そして後期高齢制度導入に伴います特別給付金支払いのためのシステムの改修費、そして出産育児一時金補助の増額による不足分でございます。

続きまして17ページでございます。

後期高齢者医療費、これにつきましては、平成20年度分の療養給付費負担金の精算分といたしまして1,691万2,000円の補正をお願いするものでございます。

続きまして、4款衛生費でございますが、厚労省の経済危機対策として講じられました女性特有のがん対策といたしまして、がん検診費用の補正でございます。まず、需用費で159万1,000円、それから役務費で87万8,000円、そして委託料といたしまして1,163万円、補助金といたしまして16万円、そして海部地区の休日診療所組合負担金でございますが、これにつきましては115万5,000円の補正をお願いするものでございます。歳入といたしまして、衛生費の県補助金といたしまして疾病予防対策事業費等補助金で1,231万5,000円を計上いたしております。

続きまして、4目環境衛生費におきましては、住宅用太陽光システム設置整備事業補助金が、申込者が多かったため7月末で予算不足になりましたので、また新たに30基分、600万円の補正をお願いするものでございます。

続きまして、経済建設部長より説明をさせていただきます。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

まず19ページ、20ページをお開きいただきたいと思います。

歳出の6款農林水産業費、1項農業費、5目農業土木費、19節の負担金、補助及び交付金におきまして、市内の各土地改良区への事業費補助金3,000万円の追加をお願いしてございます。これは、排水路整備の効果を上げたく、地域活性化・経済危機対策臨時交付金に充当ということで、土木分野のうちの排水路等土木施設の改修工事費に充てるとして土地改良区補助金としてお願いをいたしましたものでございます。したがって、これに伴う財源は、さきに申し上げた臨時交付金をお願いしてございます。

その下段の方をごらんいただきたいと思います。商工費の関係でございますが、こちらは2点ございます。補助金として記載してございますが、これはまず、がんばる商店街推進事業補助金100万円の商工会補助金の追加であり、もう一つにつきましては、セーフティネット資金保証料補助金6,000万円の追加であります。合わせて6,100万円をお願いしてございます。さきに申し上げました件につきましては、地域経済活性化事業「出会いのまち富吉商店街活性化

事業」と銘打ちまして、蟹江町商工会と愛西市商工会が連携をとり合って、イベント、また事業を実施することによって活性化を図ろうというものでございます。実施主体が商工会ということで、商工会に補助として行うものであります。これに伴う歳入として、商工費県補助金50万円の計上をいたしております。また、後段の件でございますが、セーフティネット資金関係について、景気の状態についてはいろんな御意見が言われてございますけれども、こうした資金を利用したい事業者がまだ多くございます。よって、愛西市としましては、状況の悪化している業種ということで、今年度1年間に限って金融機関から等融資を受けて、その保証料の支払いをした者に対し、そのうちの90%以内で、かつその上限額を20万円といたしまして保証料の助成をするということによって、中小企業者を支援したく追加をお願いしたものでございます。財源につきましては、地域活性化・経済危機対策臨時交付金でありますので、よろしくお願いをいたします。

1枚はねていただきまして、21、22ページをお開きいただきたいと思います。

8款の土木費、3項都市計画費、1目都市計画総務費、こちらにおきまして委託料として136万1,000円の追加をお願いしてございます。これは、公園利用者が安心して利用できるよいうにということで、不審者対策をも兼ね、点在する公園の巡回パトロールを実施するとともに、常に公園内の除草、ごみ拾い、公園遊具の点検を行うことによりまして、あわせて環境の美化の推進を図っていかうというものでございます。この公園安心利用推進事業と、他部署の方において計上してございますが、災害時要支援者情報のデータベース化事業、三つ目には災害防止支援事業のこの3事業におきまして、歳入として緊急雇用創出事業基金の県補助金、いわゆる労働費県補助金として944万2,000円の計上をいたしておりますので、よろしくお願いをいたします。

次は、消防長より御説明を申し上げます。

#### ○消防長（水野仁司君）

それでは、消防費について御説明申し上げます。

21ページ、22ページをごらんいただきたいと思います。

まず、1日常備消防費につきましては、2,469万3,000円の補正をお願いするものであります。11節需用費の救急関係でございますが、新型インフルエンザに対する隊員の感染防止対策として、マスク、ゴーグル、感染防止衣等の増強整備をして、業務の低下を来さないよう対策を講ずるものでございます。次に、13節委託料につきましては、緊急雇用創出事業として、災害防止を目的とした市内巡視や消防水利の点検・整備を委託する災害防止支援委託料として計上させていただきました。18節備品購入費の救助備品につきましては、経年劣化により老朽化した潜水器具一式及び化学防護服を更新することにより、隊員の安全に万全を期すものでございます。警防備品であります。当務員用の防火衣は現在車庫内のハンガーにかけて常に出勤に備えておりますが、非番員、週休者用の保管場所は特になく、箱に折り畳んで保管している状況であります。当務日にハンガーへかけかえを行っている状況であります。このため、3交代制の専用の回転ロッカーの整備をお願いし、防火衣の紫外線により劣化を防ぐとともに、交

代時のかけかえの省力化を図り、迅速な出動に備えるものであります。次に、救急備品であります。AEDを新たにコミュニティセンター9施設に設置し、バイ・スタンダーによる救命率の向上を図るものであります。また、救命講習には、AEDの取り扱いが必須科目になっております。受講者全員に体験してもらうことが有意義な講習につながると考えますので、必要なトレーナーセットの購入をお願いするものであります。27節の公課費であります。後ほど御説明いたします新規車両購入に伴います重量税でございます。

次に、2目非常備消防費につきましては、200万3,000円の補正をお願いするものであります。消防団に配備する備品として、大災害発生時に地域で救助を求める住民に対し、消防団員が救助活動に使用するスコップ、カッター、バール、おの等、必要な機具を分団の拠点に配備して、地域の安全・安心に備えるものであります。

次に、3目の消防施設費であります。2,308万9,000円の補正をお願いするものであります。15節工事請負費として、緊急電話等発信地表示システム設置工事であります。近年、携帯電話等によります通報がおよそ3分の1を占め、正確な場所の把握に大変苦慮しております。通報者からの発信位置を正確に把握して迅速な出動に備えるため、携帯電話等に係る発信地表示システムの導入をお願いするものであります。18節備品購入費であります。消防隊用指揮車につきましては、平成17年、消防力の基準の一部が改正されまして、災害現場での隊員の安全管理の面から、指揮隊及び指揮車を配備し、指揮体制の整備を図ることとされました。したがって、消防力の強化を図るとともに、現場活動上の安全管理の徹底を図るため指揮隊を整備し、これに伴う指揮車の新規購入整備をお願いするものであります。また、消防用舟艇につきましては、1艇は整備後17年経過により、漏水のため使用しておりません。4艇についても14年経過して、老朽化のため漏水が懸念されるところであります。したがって、今年3艇の更新をお願いして、水害、また水難事故に備えるものであります。

消防費については以上でございます。

続いて、教育部長から御説明申し上げます。

#### ○教育部長（藤松岳文君）

続きまして、10款教育費について御説明をいたします。

項1教育総務費の目2事務局費でございます。節18の備品購入費で611万5,000円計上させていただきました。ICT関連事業のパソコン関係といたしまして、8月にリース期間が満了いたします教職員パソコンと周辺機器26台分でございます。

次に、項2小学校費、23、24ページをお開きいただきたいと思います。目1学校管理費、節15の工事請負費1,911万8,000円、地上デジタルテレビ受信配線工事でございます。13校分でございます。次に、節18の備品購入費におきまして9,268万4,000円。地上デジタル放送対応テレビ等76台、電子黒板13台、パソコン教室コンピューター機器等のリース期間が満了する立田南部小学校、福原分校、立田北部小学校分として139台分でございます。

次に、目2教育振興費、節18でございます。備品購入費で3,990万円。平成23年に学習指導要領が改訂をされます。理科備品と指導用教材備品でございます。

次に、項3 中学校費、目1 学校管理費、節15 工事請負費5,195万9,000円。現在使用していない立田中学校の旧体育館の取り壊し及び屋外便所建設工事で4,411万1,000円と地上デジタルテレビ受信配線工事5校分でございます。次に、節18 備品購入費4,066万3,000円。地上デジタル放送対応テレビ等を35台、電子黒板6台、パソコン教室コンピューター機器等のリース期間が満了する立田中学校60台分でございます。

次に、目2 の教育振興費でございますが、節18 備品購入費2,150万円。平成24年の学習指導要領改訂に伴う理科備品と指導用教材備品でございます。

次に、項4 社会教育費、目2 公民館運営費、節15 の工事請負費1,910万円につきましては、佐屋公民館の制御盤の改修でございます。

次に、項5 保健体育費、目3 のスポーツ施設運営費につきましては、佐屋・立田・佐織総合運動場、佐屋スポーツセンターの防球ネット張りかえ等をお願いいたしております。

次に、目5 学校給食管理費につきましては、6月に補正をお願いいたしました学校給食調理備品の整備事業でございますが、地域活性化・経済危機対策臨時交付金に充当いたしまして財源振りかえをお願いいたしております。

次に、項6 の幼稚園費でございます。目1 の教育振興費、加湿空気清浄機35台分を計上いたしております。

以上、主なものを説明させていただきました。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第13・議案第65号（提案説明）

##### ○議長（加賀 博君）

次に、日程第13・議案第65号：平成21年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○市民生活部長（加藤久夫君）

それでは、議案第65号：平成21年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明をさせていただきます。

まず事業勘定では、歳入歳出それぞれ4,136万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ72億2,870万円とするものでございます。

では、まず歳入からでございますが、6ページをお願いいたします。

2款の国庫支出金でございますが、まず療養給付費等負担金ということで、現年度分でございますが1,235万1,000円、これにつきましては後期高齢者支援金の負担金でございます。

次に国庫補助金、財政調整交付金でございますが30万円、これにつきましては高額療養費の特別支給金でございます。

次に、国保介護従事者処遇改善臨時特例交付金といたしまして551万6,000円。

それから、出産育児一時金補助の増額に伴いまして72万円。

それから、繰入金といたしまして、一般会計からの繰入金といたしまして、職員の給与費等ということで202万9,000円。それから、出産育児一時金等繰入金といたしまして46万6,000円。

次に、繰越金といたしまして、前年度の繰越金1,998万2,000円でございます。

続きまして歳出でございますが、8ページ、9ページ。

まず、総務管理費におきましては、高額療養費支給、それから勸奨通知発行のためのシステム改修費で123万9,000円をお願いするものでございます。

続きまして、賦課徴収費につきましては、嘱託徴収員の報償費が、予定より多く税を徴収されたことによりまして不足が生ずる見込みでございますので、79万円の補正をお願いするものでございます。

次に、保険給付費におきましては、出産育児一時金の増額による不足分142万円の補正をお願いするものでございます。手数料も含んでおります。

それから前期高齢者納付金につきましては、事業費の確定に伴う補正であります。

それから、5款介護納付金につきましては、国保介護従事者処遇改善臨時特例交付金が交付されることによります財源の組み替えでございます。

続きまして、7款後期高齢者支援金等でございますが、これにつきましては、支援金の確定による補正でございます。

それから、11款6目の高額療養費特別支給金につきましては、平成20年4月より始まった後期高齢者制度に移行する誕生月の負担限度額が重複していたため、負担軽減のため還付するための30万の補正をお願いしております。

続きまして、直営診療施設勘定につきましては、歳入歳出それぞれ41万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額をそれぞれ1億6,304万円とするものでございます。

歳入につきましては、外来患者数の減少で外来収入を減額いたしまして、運営準備基金を繰り入れ、繰越金につきましても、昨年患者数減によりまして収入が減ったことによります減額でございます。

歳出につきましては、消費税及び地方消費税といたしまして41万7,000円をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第14・議案第66号（提案説明）

##### ○議長（加賀 博君）

次に、日程第14・議案第66号：平成21年度愛西市老人保健特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○市民生活部長（加藤久夫君）

それでは、続きまして老人保健特別会計補正予算について御説明をさせていただきます。

議案第66号：平成21年度愛西市老人保健特別会計補正予算（第1号）について御説明をさせ

ていただきます。

歳入歳出それぞれ1億6,811万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額をそれぞれ1億9,829万6,000円とするものでございます。これにつきましては、事業費の確定に伴いまして、歳入におきましては支払基金交付金で21万円、国庫負担金で1,468万9,000円、繰越金で1億5,321万5,000円。歳出につきましては、償還金で6万4,000円、あとは一般会計への繰り出しといたしまして1億6,805万円であります。

以上でございます。よろしくお願いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・議案第67号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第15・議案第67号：平成21年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市民生活部長（加藤久夫君）

では、続きまして議案第67号：平成21年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明をさせていただきます。

歳入歳出それぞれ541万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ5億5,440万1,000円とするものでございます。こちらにつきましても事業費の確定に伴う補正でございます。歳入におきましては、保険料の還付金30万円、それから繰越金511万円であります。あと歳出につきましては、広域連合納付金が83万1,000円、保険料還付金30万円、一般会計繰出金427万9,000円でございます。

簡単でございますが、以上でございます。よろしくお願いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・議案第68号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第16・議案第68号：平成21年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○福祉部長（加賀和彦君）

議案第68号：平成21年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,181万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億5,334万7,000円とするものでございます。

9ページ、10ページをごらんいただきたいと思います。

歳出でございますが、6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金で、3,181万5,000円の追加補正をお願いするものです。こちらにつきましては、介護給付費、地域支援事

業交付金等の前年度実績による返還金でございます。

歳入でございますが、7ページ、8ページをごらんいただきたいと思います。

9款繰越金で、3,181万5,000円の補正をお願いするものでございます。財源といたしまして、前年度繰越金を充てるものでございます。

以上、よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・議案第69号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第17・議案第69号：平成21年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（飯田十志博君）

議案第69号：平成21年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）について御説明させていただきます。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ4,692万4,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ9億2,960万5,000円とするものでございます。

補正の内容でございますが、歳出につきまして、9ページ、10ページをごらんいただきたいと思います。

事業費としまして、13節委託料として、佐屋・佐織・八開の各地域の農業集落排水施設などの台帳データを整備し、システム化するための台帳データ処理・システム更新委託料を計上させていただきます。

次に、歳入につきましては、戻っていただきまして、7ページ、8ページをごらんいただきたいと思います。

歳入につきましては、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を財源とする一般会計からの繰入金をお願いするものでございます。よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・議案第70号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第18・議案第70号：平成21年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（飯田十志博君）

続きまして、議案第70号：平成21年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明させていただきます。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ254万3,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ14億6,329万3,000円とするものでございます。

補正の内容でございますが、歳出につきましては、9ページ、10ページをごらんいただきたいと存じます。

事業費としまして、11節需用費として、受益者負担金の徴収事務に伴います印刷製本費164万円を、それから13節委託料としまして、収納消し込みのためのOCRシステム改修に伴います電算機器保守委託料90万3,000円をそれぞれ計上させていただいております。

次に歳入でございますが、戻っていただきまして7ページ、8ページをごらんいただきたいと存じます。

歳入としましては、一般会計からの繰入金をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（加賀 博君）**

ちょっと早いようですが、ここでお昼の休憩に入らせていただきまして、再開は1時15分再開ということをお願いいたします。

午前11時40分 休憩

午後1時15分 再開

**○議長（加賀 博君）**

お昼の休憩を解きまして、会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第19・認定第1号から日程第27・認定第9号まで（提案説明）**

**○議長（加賀 博君）**

次に、日程第19・認定第1号：平成20年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第27・認定第9号：平成20年度愛西市水道事業決算の認定についてまでを一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

**○企画部長（石原 光君）**

それでは、平成20年度愛西市歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

御提案申し上げました水道業会計を除く8会計につきましては、地方自治法第233条第3項の規定によりまして、別冊により監査委員さんの意見を付して議会の認定に付するものでございます。

各会計の決算概要につきましては、お手元に事前に配付をさせていただいております別冊の平成20年度愛西市一般会計・特別会計歳入歳出決算主要施策成果及び実績報告書により、順次御説明を申し上げます。

それでは、まず認定第1号、一般会計より主な概要について御説明を申し上げます。

恐れ入ります。概要書の4ページ、5ページをお開きください。

平成20年度の決算につきましては、歳入決算額208億6,108万637円、歳出決算額193億2,008万3,880円と相なったわけでございます。そして、歳入歳出差引額につきましては、15億4,099万6,757円となりました。そのうち、繰越明許費でお願いをいたしました平成21年度に繰り越

すべき財源 1 億6,480万5,495円を差し引いた13億7,619万1,262円を実質収支額といたしまして平成21年度に繰り越すものでございます。

以下、歳入から主な項目につきまして順次御説明を申し上げます。

最初に、市税の関係につきまして総務部長より御説明を申し上げます。

#### ○総務部長（水谷洋治君）

それでは、13ページをお願いいたします。

1 款市税でございますけれども、平成20年度収入額といたしましては、77億6,421万1,468円でございます。前年度と比較いたしまして、1 億2,506万5,664円の増収となりました。1.6%の増でございます。

次に、税目ごとに御説明申し上げます。

市民税の関係でございますけれども、収入額につきましては38億3,184万3,624円でございます。これにつきましては、1.2%増でございます。増収の主な要因といたしましては、納税義務者、特に給与所得者の増減によるものと見込んでおります。

次に、固定資産税の収入額でございますけれども、35億2,662万9,184円でございます。前年度と比較いたしまして7,828万2,355円、ちなみに2.3%の増収となっております。増収の主な要因といたしましては、家屋の新增築並びに土地の負担調整によるものと思っております。

次に、軽自動車税の関係でございますけれども、9,892万9,100円でございます。前年度と比較いたしまして245万2,800円、2.5%の増収でございます。

市たばこ税につきましては3 億376万360円でございます。前年度と比較いたしまして367万1,441円、1.2%の減収となっております。

入湯税の関係でございますけれども、304万9,200円でございます。前年度と比較いたしますと111万9,450円、58%の増収となっております。これにつきましては、ちなみに19年度の関係につきましては7月からの課税でございました。

なお、入湯税の特別徴収義務者でございました愛知県老人休養ホーム永和荘につきましては、本年3月20日で廃業となっておりますので、平成21年度については一月分ということになります。

それで、今申し上げましたように、歳入総額に占めます市税総額の割合といたしましては37.2%でございます。

次に、14ページ、15ページをお願いいたしますけれども、14ページにおきましては税目別の徴収の状況、15ページにおきましては市税の不納欠損理由一覧表を掲載させていただいております。後ほど御精読をいただければ幸いに存じます。

続きまして、企画部長より御説明申し上げます。

#### ○企画部長（石原 光君）

それでは、16ページ以降の増減の大きな主な歳入について順次御説明をさせていただきます。

16ページ記載の4 款配当割交付金におきまして、対前年度比46%の減、また17ページに記載

してございます5款株式等譲渡所得割交付金では、対前年度比77.1%の減と。これは御案内のとおり、株式市況の急激な悪化など経済動向の影響等の要因により大きく収入減となったものというふうに推測をいたしております。

また、7款の自動車取得税交付金におきましても、これは自動車販売台数の落ち込みなどによる不況の影響により、対前年度比13.8%減の5,059万6,000円の収入減という状況になっております。

続きまして18ページをお開きください。

8款の地方特例交付金の関係でございますが、対前年度比129.7%の収入増となっております。これは、下にも記載してございますように、個人住民税における住宅資金等特別控除に伴う減収補てん分を特例交付金で補てんをしたと。特例交付金に算入されたことによります収入増でございます。

それから、9款の地方交付税の関係でございますが、対前年度比7.7%の増となっております。特に普通交付税におきましては、9.8%増の3億5,584万4,000円の収入増という結果となっております。これにつきましては、交付税を算定するに当たりまして、基準財政需要額の算定におきまして地方再生対策費の新設、また臨時財政対策債、あるいは合併特例債の元金償還の開始によりまして公債費の額がふえた、それが基準財政需要額の方の算定に反映されたというようなものが主な要因となっております。

続きまして21ページをお開きください。

21ページ、13款の国庫支出金の関係でございますが、対前年度比16%の減という結果となっております。これにつきましては、昨年ありました合併補助金、あるいは道路整備臨時交付金等の減によります減収というよう形になっております。

続きまして25ページをお開きください。

25ページの19款の諸収入の関係でございますが、ここでは対前年比13.6%の増というよう収入増という状況になっておりますが、内容的には、これは御案内のとおり、消防団統合に伴い消防団員さんが相当退職されたということがございまして、退職報償金が収入の方で受け入れられております。その増による要因でございます。

続きまして27ページをお開きください。

20款の市債の関係でございます。ここに記載のとおり、借入額につきましては対前年度比14.2%の減という状況になっておりますけれども、内容的には地域づくり振興基金事業、あるいは児童館建設事業など、8事業を対象にいたしまして合併特例債11億7,790万円の借り入れを行っております。

以上で歳入の主な説明とさせていただきます。

次に歳出の主な項目につきまして、最初に総務部長より御説明を申し上げます。

#### ○総務部長（水谷洋治君）

歳出につきまして説明申し上げますので、29ページをお願いいたします。

まず、29ページにつきましては、議会の関係と、あと秘書室関係でございまして、2款総務

費、1項の総務管理費、3目の文書広報費の中でございますが、市ホームページを英語翻訳いたしましたして、情報発信媒体としてより積極的な運営を図るがために、外国語版ホームページ作成委託料297万1,500円を支出いたしました。内容といたしましては、翻訳作業並びに英語トップページのデザイン及びページ作成業務等でございます。

続きまして、30ページから34ページまでが総務課所管の内容でございます。総務課所管につきましては、前年度とほぼ同様な事業内容で決算を締めくくらせていただきましたので、よろしく願いをいたします。

再度、続きまして企画部長より御説明申し上げます。

#### ○企画部長（石原 光君）

それでは、続きまして企画部所管の関係について主な内容について御説明をさせていただきます。34ページ、35ページの関係でございます。

まず、34ページに記載の9目企画費の関係でございますが、ここに記載のとおり、行政経営システム構築等支援委託料といたしまして事務事業の有効性を点検する有効性評価システムを導入いたしましたして、それに向けての職員の研修等の実施、あるいはまちづくり市民会議への活動のサポート支援など、事務事業の改善に向けての仕組みづくりを行いました。

続きまして、12目のふるさとづくり事業推進費の関係でございますが、これは既に御案内のとおり、ふるさとづくり助成金交付要綱に基づきまして、各町内の総代さんより申請をいただきまして、町内会の各事業に対し助成するものでございます。それで、対前年度比に比べ、件数、助成金額ともふえておりますが、内容的には主に集会所の新築、あるいは修繕等による要因でございます。

それから36ページ、37ページをお願いしたいと思います。

財政課の関係でございます。6目の財産管理費の公有財産台帳整備委託業務の関係でございます。これは、公有財産の掌握のための統一業務といたしまして、20年度におきましては、事業用財産あるいは普通財産の特定、評価、またシステムの構築、地図データ作成などの業務を実施いたしました。

続きまして、10目の地域づくり振興基金積立金の関係でございます。これは既に御案内のとおり、合併特例債を活用した基金の造成でございまして、20年度、8億5,000万円を積み立てたことによりまして、20年度末現在高におきましては28億5,000万円となりまして、愛西市の将来の地域づくりのための基金として財源確保を図ることができました。

続きまして37ページ、ここからが電子計算費関係の関連決算になりますけれども、記載のとおり、電子計算一般事業、あるいは次の38ページに記載の電子自治体推進事業、両事業とも前年度と同事業の内容で執行をいたしました。

企画部の関係については以上でございます。

再度、総務部長より御説明を申し上げます。

#### ○総務部長（水谷洋治君）

続きまして、税務課の所管を御説明申し上げます。

38ページ中ごろから39ページの中ごろまでお願いをいたします。

2項徴税費、2目賦課費でございますけれども、1億3,714万1,287円を支出いたしております。前年度と比較いたしまして3,578万8,426円の減額となっておりますわけでございますけれども、主な減額要因といたしましては、納期前の前納報奨金の交付率の関係でございますけれども、交付率を0.5%から0.3%に変更し、あわせまして上限額を5万円から3万円に変更したことによるものでございます。それが主なものでございます。

続きまして、福祉部長より御説明申し上げます。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

それでは44ページ、45ページをお願いいたします。

44ページから民生費の関係でございます。民生費の中で福祉部所管の決算について御説明をさせていただきます。

45ページの下の方でございますが、障害福祉計画策定委託ということで、21年度から23年度までの障害福祉計画の策定をいたしました。

その下の段でございますが、災害時要援護者支援計画策定委託ということで、20年度から災害時要援護者避難マニュアルの策定に着手をいたしました。

それから、その下の2段でございます。オストメイト対応トイレ設備緊急整備事業、あるいは障害者自立支援対策臨時特例事業、こちらにつきましては、障害者自立支援法の円滑特別対策事業ということで昨年度実施をいたしております。

続きまして、54ページの方をごらんいただきたいと思います。

54ページ上段でございますが、生活保護費でございます。2億9,461万8,472円の支出をさせていただいております。昨年来の不況によりまして派遣切りなど、いろいろ生活保護受給者の増が心配をされたわけでございますが、当市におきましては横ばいの状況で推移をしております。

続きまして、61ページをごらんいただきたいと思います。

61ページ、下から3段目でございますが、次世代育成支援行動計画策定事業でございますが、次世代育成支援行動計画策定のためにアンケートを20年度は実施をいたしました。今年度、計画策定を予定しております。

続きまして63ページをお願いしたいと思います。

63ページ、下の方でございますが、地域子育て支援センター事業、こちらの方は1ヵ所増ということで20年度は3ヵ所の実施でございます。

続きまして67ページでございます。

67ページの中段、児童館等建設事業ということで、昨年度、児童館未設置の三つの小学校区に、児童館、あるいは子育て支援センターを建設させていただきました。

福祉部の関係は以上でございます、続いて市民生活部長より説明をさせていただきます。

#### ○市民生活部長（加藤久夫君）

それでは、続きまして私の方からは、市民生活部に関する部分の説明をさせていただきます。

まず、保険年金課関係でございますが、68ページから72ページでございます。

まず69ページでございますが、福祉医療費の方の障害者等医療費、扶助費につきましては、年平均受給者数が985人、医療費につきましては1億5,074万63円で、対前年2.4%の減となっております。

続きまして70ページでございます。

後期高齢者福祉医療費でございますが、こちらの方につきましては、平成20年度より後期高齢者医療制度が施行されたことに伴いまして、従来福祉給付金制度から後期高齢者福祉医療制度に変更し、一部負担金の支払い困難者の自己負担分を助成いたしております。年間平均受給者数は1,278人、扶助費は1億783万7,270円となっております。

それから6目の後期高齢者医療事業費、委託費につきましては、後期高齢者該当者の健康診査委託料といたしまして419万7,222円、それから広域連合へ療養給付費等で3億3,922万623円の支出となっております。

続きまして、子ども医療費につきましては71ページでございますが、通院を小学校3年生まで拡大したことによりまして、1億8,590万7,997円、対前年比9.7%の増となっております。

続きまして、環境課関係でございます。73ページから75ページでございます。

まず74ページでございますが、総合斎苑建設費、委託料でございますが、こちらにつきましては、斎苑建設に向けまして斎苑用地の地質調査、それから物件移転に伴う物件調査を行いまして、488万2,500円の支出をしております。

次に75ページの工事請負費、こちらにつきましては八開鶉多須地区で、不燃物置き場の整備費として262万5,000円の支出をさせていただきました。

続きまして健康推進課関係でございますが、76ページから81ページでございます。

まず77ページの健康診査委託料、これにつきましては、特定健康診査が始まったことによりまして122万5,455円と大幅に減少をいたしております。

続いて、80ページの妊婦・乳児健康診査につきましては、平成19年7月より健康診査を5回にし、異常の早期発見・早期治療に努めまして、1,719万4,710円の支出となっております。

また81ページ、6目の保健衛生施設費におきましては、保健センターの統合によりまして佐織の保健センターの職員が増員となりましたので、電話設備の増設で198万2,925円支払っております。

続きまして、経済建設部長より説明をさせていただきます。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

それでは、私の方からは経済建設部の所管にかかわるものについて御説明を申し上げます。

まず、主要施策の実績報告書等85ページをお開きください。

こちらの委託料のところでは420万円でございますが、これは農用地の効率的な利用の促進を図り、農用地を保全し、農業従事者の良好な生活環境を確保するためということで、農業振興地域整備計画基礎資料及び農用地利用計画書の策定を図りました。

また、畜産費におきまして、畜産振興対策事業として184万3,000円でございますが、これ

は環境に優しい安心・安全な米づくりの推進と、また産地間競争に打ち勝つべく、JAあいち海部が自走式堆肥散布車を導入する事業への補助を実施したものでございます。

次に、86ページをお開きください。

こちらの方では、生産調整助成金として加工用米の補助1,646万1,000円、集団転作作物の種子代としまして198万2,302円、集団転作作物として991万6,510円等の支援を行ってまいりました。

次に、88ページをお開きください。

こちらでは土地改良施設整備事業補助金として、2億193万3,800円でございますが、これは各土地改良区がその改良区内において実施した単県事業、適正化事業、農村振興総合整備事業、緊急農地防災事業及び基盤整備促進事業等に対しまして、その事業費の一部を市から補助することにより排水路等の整備を図ったものでございます。

次に、89ページから90ページの方へお目を通していただきたいと思いますが、まずこちらにつきましては、農地・水・環境保全向上対策における協同活動、いわゆる農地・水等を守り、質を高める効果の高い協同活動を実施しました24地区に対しまして1,148万4,000円を交付して支援を行ったものでございます。

次に、92ページの方をお開きいただきたいと思います。

商工会への補助金が5,800万6,000円、商工業振興資金保証料補助金といたしまして546万7,500円、またそれに商工業振興資金の融資預託金といたしまして5,000万円、こういったものにより商工会の育成・発展と、中小規模の商工業者の経営振興を図ったものでございます。

次に、94ページから96ページの方へと順にお目を通していただくようお願いを申し上げます。

まず、道路維持費及び道路新設改良費、両方の工事請負費を合わせますと3億9,552万円余に相なりますが、市道整備に充てたことによりまして、通行者の安全と利便性を図ったものでございます。

次に、97ページの方をお開きいただきたいと思います。

こちらにおきましては、橋梁新設費において1,921万5,000円を投じまして橋梁の耐震補強、いわゆる佐織橋の工事を施工し、交通の安全と利便性、そして橋の耐久性を図ったものでございます。

次に、98ページから99ページの方へお目を通していただくようお願いをいたします。

こちらでは、民間木造住宅の耐震診断委託料として4,500万円、それから民間木造住宅耐震改修費補助金として800万円と記載してございますが、この耐震改修費補助につきましては、旧基準木造住宅の耐震化を促進するために市内の対象となる木造住宅の耐震診断を行い、その結果、その木造住宅の倒壊等による災害を防止するため、旧基準木造住宅の耐震改修工事を実施した建物所有者に対して、通常ですと1棟60万円のところを、当愛西市としては市単独で20万円を上乗せいたしまして80万円を補助することにしたことにより、木造住宅の耐震化を図るよう考慮したものでございます。

[発言する者あり]

御無礼いたしました。当初の民間木造住宅の耐震診断委託料のところでは4,500万円と申し上げたようでしたが、450万円の間違いでございました。御無礼いたしました。

次に、都市計画マスタープラン策定委託料の892万5,000円についてでございますが、これは都市計画の適正な運用を図るため、都市全体の将来ビジョンや土地利用及び都市施設整備に関する基本的な方針を示す全体構想を策定しまして行ったものでございます。

また、緑の基本計画策定委託料367万5,000円につきましては、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画の基礎となる現況調査編を策定いたしましたものでございます。

次は、消防長より説明を申し上げます。

#### ○消防長（水野仁司君）

それでは、9款の消防費について御説明させていただきます。

100ページをごらんいただきたいと思っております。

まず、常備消防費の住まいの安全チェックであります。住宅火災による死者の発生及び出火防止を図るため、火気使用設備の使用状況等を聞き取り調査いたしまして、防火安全対策に努めております。住宅用火災警報器の設置率につきましては37.3%であり、前年度と比較いたしますと20%ほど高くなっております。また、火災警報器を設置したことにより、火災に至らなかった、危うく避難することができたといった奏功事例であります。設置義務化後、今日までに愛知県内で365件報告されております。当愛西市におきましても、なべの空たきにより警報器が発報し、隣の人が気づいて119番通報をして大事に至らなかったといった事案が2件ございまして、早期発見にも役立っております。

次に救命講習であります。いざというときに、現場に居合わせた人による救命処置により大切な命を助けることを目的に、AEDの取り扱いを含め救命講習を実施しております。バイ・スタンダーのAEDによる救命事例はまだございませんが、口移しによる心肺蘇生法により心肺停止患者を蘇生させたといった事例はここ3年間で1件ございまして、社会復帰までされてみえます。

次に、予防関係の事業でございますが、火災予防運動行事から、101ページの中ほどの住宅用火災警報器普及啓発事業まで、これらの事業を実施して防火思想の普及を図っております。

102ページをごらんいただきたいと思っております。

自動体外式除細動器（AED）の整備であります。ポンプ自動車にもAEDを積載して救命率の向上を図っております。職員の資格取得、教育に関しては、102ページ、103ページの表にまとめさせていただきました。

次に、103ページから104ページにかけての非常備消防費の関係であります。平成20年4月1日に消防団条例の改正を行いまして、新生愛西市消防団が発足しております。団員数は815人から385人に改正しておりますので、前年度と比較いたしますと、非常勤消防団員報酬、各種訓練手当等については減額となっております。報償費につきましては、退職消防団員の増により大幅な増額となっております。消防団備品につきましては、ラッパ隊を新たに結成して、20管のラッパを購入いたしております。

105ページをごらんください。

消防施設費であります。耐震性貯水槽2基、消火栓10基を新設して消防水利の充実・強化に努めております。火の見やぐら等解体工事につきましては、消防団組織改正に伴い、不用となりました施設の取り壊しを行ったものでございます。緊急情報システムバックアップ工事として、システムの故障時の対策として、通信補助機能の構築を行い、通信業務の確保を行っております。消防本部擁壁工事につきましては、庁舎前の擁壁の崩壊に伴いまして復旧工事を行ったものでございます。

以上が消防費関係でございます。

続いて、教育部長より御説明申し上げます。

#### ○教育部長（藤松岳文君）

それでは、第10款教育費の主なものについて御説明を申し上げますので、106ページをお開きいただきたいと思っております。

中ほどにございますが、不登校児童・生徒に対する学校復帰への支援を行うため適応指導教室を、市江地区のコミュニティセンターの2階の一部を改修いたしまして、9月より開所いたしました。8名の児童・生徒に通所をいただきまして、個々の実態に即した指導をすることができたものでございます。

続きまして、111ページをお開きいただきたいと思っております。

小学校費の学校管理費で、夏休み期間を利用いたしまして行います施設修繕工事費といたしまして、8,620万1,588円を施行させていただきました。あわせまして建物の耐震補強工事では、20年度、佐屋小学校、立田北部小学校、北河田小学校、草平小学校の4校での耐震補強工事を施行させていただきました。2億2,480万5,000円でございます。

続きまして、中学校費の学校管理費でございます。116ページでございます。

中学校におきましても、施設修繕工事といたしまして、6中学校分の工事費3,957万7,000円と、耐震補強工事につきましては、佐屋中学校の体育館の工事費1億185万円となっております。

続きまして、120ページをお開きいただきたいと思っております。

社会教育費、1目社会教育総務費の中で生涯学習推進計画を策定いたしております。19年度で行いましたアンケート結果を踏まえまして、生涯学習の推進計画を102ページにまとめ、策定をいたしております。次に、愛西市・サクラメント愛知県人会等交流事業でございますが、中学生12名、一般1名、合計13名をアメリカ合衆国カリフォルニア州サクラメント市等に派遣をいたしまして、人的交流、文化的交流を行っております。

次に124ページでございますが、4目の文化財費でございます。60年に一度、各地区で行われました御鍛祭の特別展とA4判の特別展図録を印刷いたしております。

以上で、教育部の主な事業と新たな事業の説明とさせていただきます。

続きまして、企画部長より御説明を申し上げます。

#### ○企画部長（石原 光君）

恐れ入りますが139ページをお願いいたします。

11款の公債費の関係でございますけれども、対前年度比15.2%の増という状況になっております。内訳といたしましては、御案内のとおり、旧簡易保険から借り入れた資金でございますけれども、旧簡保資金2件の繰り上げ償還を20年度にしております。また、定期償還につきましては、償還年次計画表に基づき償還をしておりますので、その点よろしく御了承がいただきたいと思っております。

なお、前後いたしますけれども、180ページ以降に参考資料といたしまして市債に関する調書、あるいは基金残高の一覧表を添付させていただいておりますので、後ほど御精読が賜りたいと思っております。

一般会計決算につきましては以上でございます。

次に、土地取得特別会計につきましては、総務部長の方から御説明を申し上げます。

#### ○総務部長（水谷洋治君）

それでは、認定第2号の平成20年度愛西市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

142ページ、143ページをお願いいたします。

記載させていただいておりますように、歳入歳出ともに275万7,048円の決算額でございます。歳入歳出差引残額としてはございません。

内容につきましては、土地の先行取得がございましたので、基金から生じます利息を積み立てる決算内容でございます。また、土地の運用状況、基金の残高表を記載させていただいておりますので、後ほど御精読をいただきたいと存じます。

続きまして、市民生活部長から御説明申し上げます。

#### ○市民生活部長（加藤久夫君）

続きまして私の方からは、認定第3号、愛西市国民健康保険特別会計について御説明をさせていただきます。144ページから152ページでございます。

まず144ページ、事業勘定でございますが、こちらにつきましては、歳入決算額71億6,105万7,472円、歳出決算額63億9,997万3,852円となりまして、差し引き7億6,108万3,620円を平成21年度に繰り越しをいたしております。

歳入のうち、国保税が16億8,714万878円、収入未済額5億2,485万8,196円、不納欠損額5,794万1,756円となっております。また、現年度分の徴収率につきましては、93.23%となっております。歳入全体につきましては対前年度比0.2%の増、歳出につきましては2.3%の減となっております。

また、直営診療施設勘定につきましては、149ページでございますが、歳入決算額1億5,654万4,604円、歳出決算額1億4,013万6,603円となりまして、差し引き1,640万8,001円を平成21年度に繰り越しをいたしております。

続きまして認定第4号、老人保健特別会計について御説明をさせていただきます。153ページをお願いいたします。

歳入決算額 7 億 9,505 万 8,819 円、歳出決算額 6 億 4,184 万 2,357 円でございます。老人医療費の支払いがほとんどでございまして、平成 20 年度より後期高齢者医療制度が始まったことによりまして、対前年比、歳入で 83.2% の減、歳出におきましては 86% と大きく減っております。

続きまして、次に認定第 5 号、後期高齢者医療特別会計について御説明をいたします。154 ページでございます。

平成 20 年 4 月 1 日より始まりました制度で、75 歳以上の高齢者及び 65 歳以上の障害者などが対象になっております。

歳入決算額 4 億 6,137 万 1,246 円、歳出決算額 4 億 5,626 万 1,423 円となりまして、差し引き 510 万 9,823 円を全額翌年度に繰り越しをいたしております。歳入のほとんどが保険料で、一般会計からの繰入金を加えまして、そのほとんどを広域連合に負担金として支払うものでございます。

続きまして、福祉部長より御説明を申し上げます。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

それでは認定第 6 号、介護保険特別会計歳入歳出決算について御説明をさせていただきます。156 ページから 165 ページまでが保険事業勘定となっております。続きまして 166 ページから 169 ページまでがサービス事業勘定となっております。

まず、保険事業勘定から説明をさせていただきます。156 ページでございます。

平成 20 年度の決算額につきましては、歳入決算額 33 億 3,557 万 8,026 円、歳出決算額 32 億 833 万 8,790 円、差し引き 1 億 2,723 万 9,236 円を平成 21 年度へ繰り越しをいたしました。

歳入決算額のうち、介護保険料は 7 億 2,738 万 5,000 円で、全体の 21.8% となっております。その他主な歳入といたしましては、支払基金交付金 8 億 9,888 万 7,279 円で 27%、国・県支出金合わせまして 10 億 4,744 万 6,190 円で 31.4% となっております。歳入全体では、昨年に比べまして 6% の増ということになっております。歳出決算におきましては、保険給付費が 28 億 3,129 万 2,618 円で全体の 88.2% を占めており、昨年に比べまして 4.8% の増となっております。

1 枚はねていただきまして、被保険者数でございますが 1 万 5,162 人でございまして、昨年に比べまして 4.3% の増。次のページの⑥に要介護認定者数を掲載させていただいておりますが、1 号・2 号被保険者合わせまして 1,899 人で 2.7% の増ということになっております。高齢化の進行によりまして、要介護者の増加、介護ニーズの増大から保険給付費が増加する傾向にあります。

続いてサービス事業勘定でございます。166 ページをごらんいただきたいと思います。

サービス事業勘定につきましては、佐屋老人福祉センター、佐屋デイサービスセンターの施設の維持管理及び運営に要する費用と、佐織デイサービスセンターの委託料、それから要支援 1・2 の方を対象といたしました予防給付に係りますケアマネジメントを実施する地域包括支援センターの経費を経理いたしております。歳入歳出ともに 1 億 7,813 万 5,032 円で、前年度比 7.4% の減となっております。以上でございます。

続きまして、上下水道部長より説明をさせていただきます。

## ○上下水道部長（飯田十志博君）

それでは、続きまして認定第7号の農業集落排水事業等特別会計の決算について御説明させていただきます。

内容につきましては、170ページから成果として載せてございますので、ごらんいただきたいと存じます。

主なものとしまして、171ページになりますが、処理施設並びに管路施設の設計業務と工事についてそれぞれ記載をしております。設計としましては、鵜多須地区の機能強化対策に伴います業務と立田地区の業務でございます。工事としましては、管布設等工事として立田地区の管路施設を、それから処理場建設工事として、同じく立田地区の処理場並びに鵜多須地区の機能強化対策に関します工事を実施させていただきました。その結果、立田地区につきましては完了しまして、ことし4月より供用開始され、これですべての処理場が稼働している状況でございます。

次の172ページの施設管理費では、管理組合維持管理請負料として、佐屋区域、立田区域の管理組合へ費用としてそれぞれ支払いをしております。また、八開区域の処理施設の維持管理、電気設備保守、それから汚泥清掃の委託をそれぞれしております。処理施設維持管理補助金としまして、立田区域の管理組合へ補助をしております。

次の174ページのコミュニティプラント事業費につきましても、維持管理請負料ということで管理組合へ費用としてお支払いをしております。

農業集落排水事業としましては、以上でございます。

続きまして、認定第8号の公共下水道事業の決算でございますが、こちらにつきましても、内容につきましては176ページから成果として載せてございますので、ごらんいただきたいと存じます。主なものとしまして、177ページに、先ほどの農業集落排水事業と同様、管路施設の設計業務と管路施設の工事について、また22年4月の供用開始に向けて受益者負担金システムの構築と下水道台帳のデータ及びシステム更新業務の委託についてそれぞれ記載をさせていただいております。それと日光川下流域下水道建設事業費負担金としまして、1億7,500万円ほど県へ支払っております。

それから、1枚めくっていただきまして178ページでございますが、管路施設工事に伴います支障となります水道管などの移設補償をそれぞれしております。

公共下水道事業としましては、以上でございます。

続きまして水道事業ですが、この水道事業につきましては、主要施策成果及び実績報告書には記載がございませんので、決算書の方で説明をさせていただきます。恐れ入りますが、決算書の350ページをごらんいただきたいと存じます。

認定第9号：平成20年度愛西市水道事業決算の認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成20年度愛西市水道事業決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。本日提出、市長名でございます。

内容につきましては、次の351ページ、352ページをごらんいただきたいと存じます。

まず収益的収支でございますが、収入の部としまして、決算額につきましては、水道事業収益として4億5,480万988円で、前年比836万4,209円の増加になっております。これは、昨年の料金改正に伴いますものでございます。そして支出の部としまして、水道事業費用として4億1,758万8,684円でございます。支出のうち大きなものとして、営業費用で4億542万2,685円でございますが、これにつきましては、動力費、県水の受水費、修繕費などがございます。支出の97.1%を占めております。前年比752万7,396円の減となりますが、これは職員の減少によるものでございます。

次に、1枚はねていただきまして資本的収支でございますが、収入としまして決算額で8,853万1,000円となっております。内訳は、加入分担金1,306万2,000円、下水道工事などに伴います支障移設工事の負担金2,800万円、それから八開浄水場の設備更新工事に伴います借入金4,000万円でございます。支出としましては、八開浄水場の電気設備更新工事、石綿管の更新工事並びに下水道工事等に伴います支障移設工事などで、1億8,345万8,390円となりました。したがって、一番下段でございますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額9,492万7,390円は、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補てんをさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

次の355ページにつきましては、損益計算書を掲載させていただいております。下から3段目に当年度純利益がございますが、20年度としては3,072万6,062円の黒字となっております。

なお、この水道事業につきまして、363ページ以降に各明細書並びに372ページ以降に事業報告書など詳細にわたって記載させていただいておりますので、御高覧いただきたいと存じます。

以上、簡単でございますが、20年度決算の提案説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第28・報告第2号（提案説明）

##### ○議長（加賀 博君）

次に、日程第28・報告第2号：平成20年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について報告をお願いいたします。

##### ○企画部長（石原 光君）

報告第2号：平成20年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、別紙のとおり報告をいたします。本日提出、市長名でございます。

2枚目をごらんいただきたいと思っております。議長さんへの報告書の写しをつけさせていただいておりますけれども、そちらをごらんいただきたいと思っております。

それで、この決算判断比率につきましては、いわゆる20年度の決算数値をもとに、国が示しました算定方法に基づき算出したものでございます。それで、括弧内については前年度数値という形で見ていただきたいと思っております。

算出した結果、実質公債費比率につきましては5.7%、それから将来負担比率につきまして

は30.2%と、これはいずれも国が示しております早期健全化基準を下回っており、この数値から判断いたしますと、愛西市といたしましては健全性が保たれているという結果となっております。

なお、実質赤字比率、また連結実質赤字比率、それから2枚目の方にも記載がございます資金不足比率につきましては、いわゆる赤字額、また資金不足額がないために比率は発生しておりません。

以上が20年度の状況でございます。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

#### ○議長（加賀 博君）

それでは、認定第1号から認定第9号までの平成20年度決算についてと、平成20年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書について、監査委員の加藤和之議員より審査結果の報告をしていただきます。

#### ○18番（加藤和之君）

平成20年度愛西市一般会計、愛西市各特別会計及び愛西市水道事業決算審査の報告をいたします。

初めに、地方自治法第233条第2項の規定に基づき審査に付された平成20年度愛西市一般会計及び愛西市各特別会計歳入歳出決算について審査を実施しましたので、その結果を報告いたします。

審査は、河原監査委員と私で、平成21年7月7日から7月29日まで実施をいたしました。

平成20年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の審査に当たっては、各書類が関係法令に準拠しているか、決算の計数は正確であるか、財政運営は健全か及び財産管理は適正であるかに重点を置き、関係諸帳簿と証拠書類等を照合するとともに、関係職員から説明を聴取し、従来実施した例月出納検査や定期監査の結果を勘案しながら慎重に審査を実施しました。

その結果、平成20年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算額は、実質収支に関する調書、各関係諸帳簿及び証拠書類等と符合し、事務事業はいずれも関係法令に準拠しており、また財産については、公有財産、物品、基金の調書等と計数は符合し、適切に執行されており、その内容は正確であると認めました。また、基金の運用についても計数は正確であり、各基金の設置目的に沿って、安全かつ有利な方法で運用・管理がなされていることを確認いたしました。

平成20年度は、依然として厳しい財政状況が続く中、子ども医療の無料化の拡大、3地区への児童福祉施設の整備、佐屋公民館改修工事、また排水処理施設整備として農業集落排水事業及び公共下水道事業、そのほか学校施設整備では小・中学校の建物耐震補強工事などが行われ、一定の成果が認められました。

一般会計の決算では、歳入総額は208億6,108万637円、歳出総額は193億2,008万3,880円で、歳入歳出差引額は15億4,099万6,757円となり、形式収支額から翌年度繰越財源を差し引いた実質収支額は13億7,619万1,262円となっております。

前年度と比べてみると、歳入総額はマイナス8,873万378円で0.4%の減少となっております、減

少の主なものは市債及び国庫補助金で、増加の主なものは地方交付税及び市税であります。

また、歳出総額はマイナス1,303万7,367円で0.1%の減少となっており、減少の主なものは、土木費、消防費及び衛生費で、増加の主なものは、総務費、民生費及び公債費となっております。

財政分析指標について見ると、財政力指数は0.76と低いものの、経常収支比率は84.6%、実質収支比率は9.8%、公債費比率は5.0%となっており、健全化がうかがえます。

次に、土地取得特別会計を初め7特別会計の決算は、歳入総額142億1,535万4,350円で、歳出総額は131億2,854万4,072円となり、前年に比べ、歳入ではマイナス33億7,633万5,037円で19.2%の減少、歳出ではマイナス35億4,100万4,944円で21.2%の減少となっております。

歳入減少の主なものは、老人保健特別会計、農業集落排水等特別会計及び公共下水道事業特別会計であり、歳出減少の主なものは、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計及び公共下水道事業特別会計であります。

このほか審査の詳細については、さきに配付されております平成20年度愛西市決算審査意見書を参照いただきたいと思います。

なお、審査の過程において意見及び要望がありましたので、御報告をいたします。

景気の回復を望むところですが、依然厳しい状況であり、市税収入の増収は見込みにくい状況の中、市税等の収入未済額の減少に鋭意努力をされているところではありますが、財源確保、負担の公平性の観点から、徴収率の向上に不断の努力をされるよう要望いたします。

次に、補助金の交付については、事業の見直しや行政効果を精査し、従来の制度や慣行にとられることなく、合理的・効果的な執行に努められるよう望みます。

国の三位一体改革の実施により税源移譲がなされるものの、国庫支出金の減少、市税収入の減少も見込まれる中、行財政運営に当たっては、市税収入を初めとした自主財源の安定確保に積極的に取り組み、歳出においても行政改革の推進により経費のさらなる抑制を図るとともに、事務事業評価による歳出経費の見直しを行い、簡素にして効率のよい行政を推進し、最少の経費で最大の効果を上げるために、効果的な行財政運営の推進に努められるよう強く要望をいたします。

以上、意見並びに要望を加え、平成20年度愛西市一般会計及び各特別会計の決算審査及び基金運用状況の審査報告といたします。

次に、平成20年度愛西市水道事業決算の報告をいたします。

審査は、河原監査委員と私で、平成21年6月3日から6月26日まで実施いたしました。

地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき審査に付された平成20年度愛西市水道事業歳入歳出について審査を実施しましたので、その結果を報告いたします。

平成20年度愛西市水道事業の歳入歳出決算の審査に当たっては、各書類が関係法令に準拠し調製されているか、決算の計数は正確であるか、予算の執行は適正かつ効率的に行われているか、会計経理事務は関係法令に適合し、正確に処理がなされているか、事業運営は健全か、また財産管理は適正であるかに重点を置き、関係諸帳簿と証拠書類などを照合するとともに、関

係職員から説明を聴取し、従来実施した例月出納検査や定期監査の結果を勘案し、慎重に審査を実施した結果、その内容は正確であると認めました。

経営状況については、総収益 4 億 3,347 万 2,026 円に対し、総費用 4 億 274 万 5,964 円で、差引利益は 3,072 万 6,062 円となっております。

本年度の主な建設事業としては、配水管布設等工事、石綿管更新工事及び八開浄水場電気設備更新工事等の工事が実施されました。

給水戸数は 9,528 戸で、前年度に比べ 102 戸増加しておりますが、年間配水量は 324 万 6,938 立方メートルで、前年度に比べ 2 万 7,247 立方メートルの減少、有収率は 86.8% で、前年に比べ 3 ポイント下降しております。

そのほか審査の詳細につきましては、さきに配付されております平成 20 年度愛西市決算審査意見書を参照いただきたいと思います。

なお、審査の過程において意見・要望がありましたので、報告をいたします。

昨年も要望いたしました、合併をして会計は一つになったものの、いまだに八開と佐織に分けて事務処理を行っており、早急に統一されることを切望いたします。

また、今後の事業経営に当たっては、給水戸数の増加が見込めない中、一層の合理化・効率化に努め、安全で良質な水道水の安定供給、災害に強い施設の整備及び給水能力の充実に努め、安心できる経営をされることを要望いたします。

以上、意見並びに要望を加え、平成 20 年度愛西市水道事業の決算審査報告といたします。

引き続き、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴い、平成 20 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査を実施しましたので、その結果を報告します。

審査は、河原監査委員と私で、去る 7 月 17 日から 7 月 30 日まで実施をいたしました。

平成 20 年度健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項の審査に当たっては、各書類が関係法令に準拠しているか、その計数は正確であるかなどに重点を置き、記載した書類の審査を実施いたしました。

その結果、関係法令に準拠し作成されており、その計数は正確であることを確認いたしました。

また、審査の詳細につきましては、さきに配付されております平成 20 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書のとおりですが、若干申し添えさせていただきます。

健全化判断比率とは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の四つの指標をいっております。本市の実質赤字比率及び連結実質赤字比率の健全化判断比率については赤字額が発生しておりませんので、健全であることを確認いたしました。

また、実質公債費比率については 5.7%、将来負担比率については 30.2% と、それぞれ早期健全化比率を下回っており、今まで堅実な財政運営に努められてきた結果が反映されたものとうかがえます。しかし、財政状況を判断するには、他の財政指標もあわせて考える必要があります。本市は特に財政力指数はよくありませんから、財政の健全性を保つため、市税を初め自主財源の確保に一層の努力が必要と考えます。

次に、資金不足比率であります。この比率は、地方公営企業法の適用を受けて企業会計方式により経理される法適用企業の愛西市水道事業と、地方公営企業法の適用を受けずに経理される法非適用企業の愛西市農業集落排水事業等特別会計及び愛西市公共下水道事業特別会計の3事業会計が対象となっております。

愛西市水道事業及び愛西市農業集落排水事業等特別会計については、資金の不足額が発生していないので健全であることを確認いたしました。愛西市公共下水道事業特別会計については、平成20年度においても未供用となっているので指標の対象とはなっておりません。公営企業会計については、その事業で発生した経費は当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならないという独立した企業会計の趣旨を十分考慮し、経営の健全化に取り組んでいく必要があると考えます。

以上、健全化判断比率及び資金不足比率についての審査結果の報告といたします。

これで、私ども監査委員に付された一般会計、各特別会計、水道事業及び健全化判断比率、資金不足比率の審査結果報告を終わります。以上です。

○議長（加賀 博君）

ここで暫時休憩をとらせていただきます。再開は2時35分再開といたします。

午後2時25分 休憩

午後2時35分 再開

○議長（加賀 博君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第29・請願第5号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第29・請願第5号：総合斎苑周辺道路の用地取得及び造成工事に関する違法性について、百条委員会による調査を求める請願についてを議題といたします。

この件につきましては、紹介議員より説明を願いたいと思います。

○6番（吉川三津子君）

請願第5号：総合斎苑周辺道路の用地取得及び造成工事に関する違法性について、百条委員会による調査を求める請願について、紹介議員として説明させていただきます。

まず最初に、請願の本文の方を紹介させていただきます。

平成21年8月20日、愛西市議会議長 加賀博殿。請願者住所、愛知県愛西市西保町森浦130-6、山下洋一、ほか15名。紹介議員 吉川三津子。

請願の趣旨。愛西市が進める総合斎苑建設について、その周辺道路の用地取得及び造成工事等に関して農業振興地域の整備に関する法律の脱法があるとの主張のもと、平成21年8月7日、工事の差しとめ、損害賠償請求の住民訴訟が提訴されました。

今日、不祥事隠し等に見られるように、企業においても、行政においても、コンプライアンス（法令遵守）の重要性は大きな社会の要請となっております。

愛西市がこのように訴えられたことを、行政をチェックする議会の基本的な使命にかんがみ、放置することは重大な責任放棄であります。

よって、以下の点についてお願いいたします。

請願項目。1. 地方自治法第100条に基づく調査委員会を設置し、違法について調査すること。

あと、この斎場問題で提訴があったことに対し、市民の方から9通のお手紙をいただきました。いずれも議会で紹介してほしいとのことですが、全文を読むわけにはまいりませんので、抜粋して紹介をさせていただきます。

最初に、西保団地の方からいただいておりますので、御紹介いたします。

私は、西保団地に住んでいます。火葬場問題では、デモ行進やチラシの配布、そして署名活動などをして白紙撤回を求めてきました。しかし、市長選後、私は何をしたいのかわからなくなりました。そんなとき、新聞で「火葬場周辺道路（額縁道路）は違法だ」と市民団体が愛西市を相手に裁判を起こされたことを知りました。1年以上たった今も、舗装もされず、人もほとんど通らない道路ですので、何かあるのではと思っていたやさきのこと、やっぱりそうかと思いました。そして、近くに住む友人が私に言いました。「1万人の署名を集め、市民の方々に訴えてきた自分たちが何もしなくていいのだろうか。議会に調査を求めよう」と。その友人は、ほかにも数人に声をかけられ、今回の請願を提出することとなりました。吉川議員におかれましては、住民の代表として、住民サイドに立った判断をしていただきたいと議員の皆さんにお伝えいただきたく、よろしくお願いいたします。

もう1通、匿名の方で私の方にお手紙をいただいております。

私は税金の無駄遣いに関心があり、たびたび斎場問題の新聞記事を見てきました。そして先日、久々に「斎場問題で市民団体が提訴」という記事を拝見。私は数年前に定年になり、ポストに入るチラシなどを見ながら、市の進め方や財政的な問題など、裏にいろいろな問題がありそうだなと思ってきました。行政をチェックすることは、議会の最大の責務です。行政が法を犯すことは絶対あってはならないことです。ぜひ、議会一丸となって真相を明らかにしていただきたい。それができなければ、愛西市はいつまでたっても開かれた市になりません。裁判にゆだねるだけでなく、議会でも取り組んでいただきたい。

以上のお手紙が届いております。

あと私について、なぜ紹介議員になったかということの説明をさせていただきたいと思いません。

私は、平成19年9月議会で、会期中に、額縁道路を除いた面積、つまり斎場予定地の面積が1万9,976平米であり、その数字がとても不思議に感じ、大急ぎで農振法などを調べたところ、2万平米以上の農振除外の手続と2万平米以下の手続には、農業振興地域整備計画を作成し直すか否かといった違いがあることがわかり、議会で、準備不十分ではありましたが、脱法行為ではないかということで取り上げました。

この間も、この問題には納得がいかず、幾度となく議会で発言させていただいてきたわけで

すが、今回このような御意見をいただき、私も、今までの聞き取りのメモや公文書、記憶をたどり直しています。そうしたものによりますと、市は当初より2万平米以上の用地を取得しようとしていた。そして、2万平米を超すと農振除外の手続が複雑になると市の担当部局からの説明がありながらも、市長が「県に言えば大丈夫、何とかなる」として進めてきた。その後、2万平米の農振除外を農振整備計画の見直しなしで除外できないかと県に相談したが、市だからといって特別扱いはできないとの考え方が示されたことは、しっかりと公文書にも残っております。そして、その結果、道路をつくることになったということがさまざまな文書でも掲載されており、こうしたプロセスが手にとるようによくわかります。今まで配付された資料や議事録だけでも矛盾点を見出すことができるわけですので、議会としても調査に乗り出すべきだと考えております。

また、津島保健所は、反対運動があれば墓埋法に関して許可ができないとの姿勢であったと聞いておりますが、西保団地が盛んにデモ行進などの活動をされていることを市は県に対して、西保団地で反対しているのは一部の人だけだ、反対をしているのは計画地に一番近い人たちだけであるとか、西保団地の反対もおさまってきたとかの報告をされています。

私はこうした背景も含め、この斎場計画が行政手続を遵守して進められたか、そして市民に対して誠意ある進め方がされたかも、私は議会として調べる必要があると考え、紹介議員となりました。

廃棄物問題においても、司法の場に持ち込まれた事案については司法の場で判断されるのを待つのではなく、行政は適切な指導をし続けることとされております。司法は司法、議会は議会で調査をすべきと考えておりますので、議員の皆様におかれましても、請願に賛同いただきますようお願いいたします。

なお、最後に、私が監査請求をした折の監査結果について少し申し上げます。

その回答に記載されておりますのが、農振手続の軽減のみが目的でないと記されており、農振手続の軽減が一つの目的であったことを認める趣旨の記載があったことも申し添え、皆様に賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第30・陳情第4号から日程第32・陳情第6号まで

#### ○議長（加賀 博君）

次に、日程第30・陳情第4号：学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める陳情について、日程第31・陳情第5号：国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情について及び日程第32・陳情第6号：愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情については、会議規則第36条第3項の規定によって提案説明は省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、提案説明を省略いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第33・決算特別委員会の設置について

○議長（加賀 博君）

次に、日程第33・決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

本定例会に議題となり、提案説明がありました認定第1号から認定第9号の平成20年度決算9件につきましては、委員会条例第6条の規定に基づきまして、決算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第9号の平成20年度決算9件につきましては、決算特別委員会を設置することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置を決定いたしました決算特別委員会の定数につきましては、9名としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の定数は9名と決定いたしました。

決算特別委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、佐藤勇議員、宮本和子議員、黒田国昭議員、堀田清議員、近藤健一議員、田中秀彦議員、岩間泰彦議員、榎本雅夫議員、鷺野聡明議員の9名を選任いたします。

それでは、正・副委員長をお決めいただきます間、暫時休憩といたします。

午後2時46分 休憩

午後2時50分 再開

○議長（加賀 博君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

決算特別委員会の正・副委員長が決まりましたので、事務局長より発表をしていただきます。

○議会事務局長（服部秀三君）

決算特別委員会の正・副委員長をお決めいただきましたので、発表いたします。

委員長には鷺野聡明議員、副委員長には宮本和子議員であります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（加賀 博君）

なお、決算特別委員会の日程につきましては、9月24日午前10時から開催を予定いたしておりますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第34・議案第62号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第34・議案第62号：愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（水谷洋治君）

それでは、上程となりました議案第62号について、提案並びに御説明申し上げます。

愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、平成21年9月30日をもって愛知県市町村職員退職手当組合から春日町を脱退させ、愛知県市町村職員退職手当組合規約を別紙のとおり変更することについて、議決を求める。本日の提出、市長名でございます。

提案理由でございますけれども、地方自治法第290条の規定により、愛知県市町村職員退職手当組合から春日町を脱退させ、愛知県市町村職員退職手当組合規約を変更することについて協議するため必要があるからでございます。

おめくりをいただきまして、愛知県市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約。

愛知県市町村職員退職手当組合規約（昭和33年愛知県市町村職員退職手当組合規約第1号）の一部を次のように改正するというので、62号の資料に基づきまして説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

まず、別表の第1でございますけれども、これにつきましては、加入をしております市町村名が列記されてございますけれども、本年10月1日に春日町が清須市との市町村合併に伴いまして、改正前の上から3段目「豊山町 春日町」を改正後におきましては「豊山町」に、また組合の名称変更に伴いまして、下から2行目でございますけれども、「海部地区休日診療所組合」を「海部地区急病診療所組合」に改めるものでございます。

同様の理由によりまして、別表の第2の4区中の項目の中で「豊山町 春日町」を「豊山町」に、6区の項中で「海部地区休日診療所組合」を「海部地区急病診療所組合」に改めるものでございます。

お戻りをいただきまして、附則といたしましては、この規約は、平成21年10月1日から施行するものでございます。

第2項といたしまして、現在在職されている議員は、任期が満了するまでの間は、改正後の規約の規定により互選された議員とみなすものとするものでございます。

以上、よろしく願い申し上げます。

#### ○議長（加賀 博君）

次に、議案第62号の質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

22番・永井千年議員。

#### ○22番（永井千年君）

豊山町と春日町を豊山町に変えるという文章から受ける印象というのは、何か二つの町が合併したかのような印象を与えると思うんですね。ですから、こういった改正をする場合には、春日町を削除するというので、きちんとわかる理解できる文言にシなくちゃいけないんじゃないかというふうに思いますが、なぜこのようなやり方をやっているのか。

例えば、その次に大口町がありますよね。春日町と大口町を大口町に変えるという表現であ

っても、こういう表現方法をとれば同じことになるわけで、それはやはり誤解を招く表現なので、きちんと削除をするというふうにしていただいた方がいいと思うんですが、この規約案そのものは県から来ているのでしょうか。なぜこんなふうになっているのかちょっと説明をください。

○総務部長（水谷洋治君）

この例文的なものにつきましては、組合の方からの指示事項でございまして、私ども、そのような一連のものにつきまして提案をさせていただいておることでございますので、御理解がいただきたいと存じます。

○22番（永井千年君）

一度よく調べておいてください、いつもこういう手法をとっているのか。とっているとしたら、いつも何か誤解を与えるような表現になるというのが私の理解ですので、よく後で調査しておいてください。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となりました議案第62号につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第62号は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、議案第62号の討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第62号を採決いたします。

議案第62号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第62号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第35・議案第63号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第35・議案第63号：愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市民生活部長（加藤久夫君）

それでは、議案第63号について御説明をさせていただきます。

議案第63号：愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成21年9月30日をもって愛知県後期高齢者医療広域連合会から春日町を脱退させ、愛知県後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更することについて、議決を求める。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、平成21年10月1日から春日町を廃し、その区域を清須市に編入するため、愛知県後期高齢者医療広域連合規約を変更する必要があるためでございます。

はねていただきまして、愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約。

愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のように改正するという事で、資料でございますが、こちらの方につきましては、選挙区分の中で2番でございますが、「清州市、北名古屋市、豊山町、春日町」を「清州市、北名古屋市、豊山町」に改めさせていただくものでございます。

附則といたしまして、この規約は、平成21年10月1日から施行する。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（加賀 博君）

次に、議案第63号の質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

ただいま議題となりました議案第63号につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第63号は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、議案第63号の討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第63号を採決いたします。

議案第63号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第63号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第36・諮問第2号から日程第38・諮問第4号まで（提案説明・質疑・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第36・諮問第2号から日程第38・諮問第4号までの愛西市人権擁護委員の候補者の推薦についてを一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

諮問第2号：愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について。

下記の者を愛西市人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。本日提出、市長名。

記といたしまして、住所、愛西市須依町屋敷245番地、氏名、鈴木正子、昭和22年9月1日生まれ。

諮問理由といたしましては、任期が平成21年12月31日で満了するのに伴い、推薦する必要があるからでございます。

履歴書も添付をさせていただきました。よろしく願いをいたします。

諮問第3号：愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について。

下記の者を愛西市人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。本日提出、市長名。

記といたしまして、住所、愛西市鰯江町郷東41番地2、氏名、山田彰子、昭和23年12月16日生まれ。

諮問理由としまして、任期が平成21年12月31日で満了するのに伴うものでございます。

同じように履歴書を添付させていただいております。

諮問第4号：愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について。

下記の者を愛西市人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年

法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。本日提出、市長名。

記といたしまして、住所、愛西市勝幡町河畔1050番地9、氏名、荻野周子、昭和18年12月21日生まれ。

諮問理由といたしまして、任期が平成21年12月31日で満了するのに伴い、お願いするものでございます。

履歴書を添付させていただいております。

以上、3名の方に引き続いて継続してお願いするものでございます。よろしく願いいたします。

**○議長(加賀 博君)**

次に、諮問第2号から諮問第4号については同一内容でございますので、質疑は一括といたします。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

22番・永井千年議員。

**○22番(永井千年君)**

今回、3人とも女性の委員さんであるわけですが、今回まだ任期になっていない方も含めて、地区別、あるいは男女別、それから年齢構成、何十代ぐらいでいいですけど、現在どういう構成になっているのかちょっと御説明いただけるでしょうか。

**○福祉部長(加賀和彦君)**

まず、地区別でございますが、佐屋地区が4名ございまして、男性が2名、女性が2名ということでございます。立田地区につきましては、2名の委員さんをお願いをしております、2名とも男性でございます。八開地区につきましても、2名の男性の方でございます。それから、佐織地区につきましては、4名お見えになりまして、女性2名、男性2名という内訳でございます。

年齢でございますが、生年月日はここにありますが、年齢という……。

[発言する者あり]

9名が60歳以上の方でございます。あと3名が60歳未満の方でございます。よろしく願いいたします。

**○議長(加賀 博君)**

他に質疑ございませんか。

[発言する者なし]

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。諮問第2号から諮問第4号につきましては人事案件でありますので、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、諮問第2号から諮問第4号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、諮問第2号から諮問第4号につきましては人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

これより採決に入ります。

採決は個々に行います。

諮問第2号を適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、諮問第2号は適任とすることに決定いたしました。

次に、諮問第3号を採決いたします。

諮問第3号を適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、諮問第3号は適任とすることに決定いたしました。

次に、諮問第4号を採決いたします。

諮問第4号を適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、諮問第4号は適任とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第39・選挙第7号

##### ○議長（加賀 博君）

次に、日程第39・選挙第7号：海部地区水防事務組合議会議員の補欠選挙についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

##### ○議会事務局長（服部秀三君）

それでは、海部地区水防事務組合議会議員の補欠選挙について御説明いたします。

海部地区水防事務組合議会議員の議会選出の2名のうち、三輪久之議員の死去に伴いまして、今回補欠選挙をお願いするものでございます。任期は、前任者の残任期間の平成25年3月31日まででございます。

以上、よろしく願いいたします。

##### ○議長（加賀 博君）

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。  
お諮りをいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。  
それでは、海部地区水防事務組合議会議員に、鷺野聡明議員を指名いたします。  
お諮りいたします。ただいま議長において指名をいたしました鷺野聡明議員を海部地区水防事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、鷺野聡明議員が海部地区水防事務組合議会議員に当選されました。

ただいま海部地区水防事務組合議会議員に当選されました鷺野聡明議員が議席におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加賀 博君）

ここで、教育部長から発言を求められておりますので、許可をいたします。

○教育部長（藤松岳文君）

議長のお許しをいただきましたので、1点御報告をいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴いまして、教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び状況について点検及び評価を行い、報告書を議会へ提出するとともに公表することとされました。その報告書を本日議席の方に配付させていただきましたので、御一読いただきますようお願いをします。

よろしく願いをいたします。以上でございます。

○議長（加賀 博君）

以上をもちまして本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は9月8日午前10時より再開いたしますので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後3時13分 散会

